



kouboukai ©

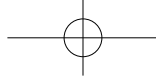
## PandA-J Gallery

無題 川村紀子 「工房絵」所属

迷いのない輪郭線、独特の配色、すべて色鉛筆で描かれている。  
そのエネルギーは、机ひとつ壊してしまうほど。  
それゆえだろうか、暗い色でも、なぜか温かい。

プロフィール:かわむらのりこ

1973年生まれ。96年より展覧会への出展を開始。映画『まひるのほし』で注目を集め、『3分クッキング』テキストの表紙を飾る。TBSドラマ『だいすき!!』のタイトルにも使用されている。



知的障害者の権利を  
みんなで護る社会を  
めざして

# Panda-

Protection & Advocacy Japan

ぱんだJ

JANUARY  
2008  
No.1

だれにも聞けない  
成年後見の疑問に答えます  
後見人適性チェックシート

成年後見

特集

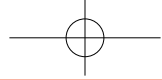
俺の後見人を  
紹介するぜ!

権利擁護

特集

障害者の権利はいま  
知的障害者の判例百選





ぱんだ。

といっても、笹が好きな白と黒、かわいらしく見えるが実は獰猛なあいつのことではない。

あの夜、シカゴで聞いた話である。

知的な障害のある人たちは、殴られたり蹴られたり、カネを奪われたり、犯されたり、無視されたりしている。それはアメリカも同じだった。新自由主義、自己責任などが大手を振って歩いている時代は、なおさら障害者は暮らしにくい。しかし、アメリカには障害者をまもるための組織があった。それが日本との違い。Protection & Advocacy (P & A)。その組織の名前である。アメリカのすべての州にP & Aはある。

P and A

だから……、ぱんだ。

なんだ、それだけの話ですか？ もっと意味があるのだと思った。関哉弁護士は笑った。

ただのぱんだではない。白と黒を振り乱して、障害者をいじめるやつと闘う。最強のぱんだになる。

ときどき、ごろんと寝る。

憎悪のハリケーンに世界が吹き飛ばされ、悲しみの津波に飲み込まれても、夢をみて寝ている。

そんなぱんだに私はなりたい。

## 知的障害の親のための ハンドブック



だれでもわかる、すぐに役立つ知的障害者の親向けのハンドブックを作成しました。今年度、全国育成会ネットワークでは、全国8地域で「知的障害の親のための成年後見ワークショップ」を実施します。その参考資料としてのハンドブックです。

成年後見のことを説明したパンフレットや書籍はたくさんあります。しかし、高齢者の成年後見のことを主に説明してあったり、成年後見について研究したり学ぶ教科書のようなものだったりするものがほとんどです。知的障害の成年後見のために書かれたもの、親向けにわかりやすく書かれたものはほとんどありません。

このハンドブックはA5版36ページ。専門的な知識がない人にもわかるように書かれています。

お読みになりたい方や研修にお使いになりたい方は、下記の編集部へお申し込みください。冊子は無料ですが、送料と発送委託料(1件100円)をご負担ください。同封する振り込み用紙にてお振り込みください。

知的障害者の権利をみんなで護る社会をめざして

成年後見・権利擁護の情報誌



「PandA-J」(ぱんだJ)は本屋さんでは売っていません。全日本手をつなぐ育成会から発行しているのでもありません。厚生労働省の平成19年度障害保健福祉推進事業として、全国育成会ネットワークが受託した「権利擁護・成年後見プロジェクト」の中で作成しました。

障害者自立支援法はある意味で、障害者を「福祉」から旅立た(自立さ)せることを目指した法律です。障害者も親も、既存の「福祉」のイメージを壊し、社会に向かって目を見開いて歩み出さねばなりません。

障害者福祉の世界でかつてない情報誌を目指して作ったのが「PandA-J」です。多くの人々に見せてください。読んでみてください。あなたの障害者福祉に抱いていた既存概念が崩れるはずです。

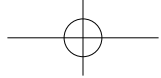
「PandA-J」のご購読をご希望の方は、下記の編集部へお申し込みください。購読希望が多数の場合は、2008年4月以降に増刷しますので、購読を希望する方はあらかじめお申し込みください(有料になります)。

申込先

名前、送付先、電話番号、Mailアドレス、希望の冊子タイトルおよび冊数を明記の上、FAX、メール、ハガキにてお申し込み下さい。

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830 白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付

PandA-J 編集部 FAX 042-344-1889 Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp



特集 **成年後見** .....3



**俺の後見人を紹介するぜ!** .....4

米田光晴(被後見人)+菊地哲也(後見人・弁護士)  
 聞き手・野沢和弘 解説・牧野賢一 写真・角田 武

**後見人になった親たち**

NPO法人トライネット代表理事 西川紀子.....9  
 千葉市育成会会長 久保田美也子.....11  
 茨城県育成会 名児耶清吉.....13

よくわかる! 親のためのテキスト.....17  
 あなたの後見人適性度チェック.....20  
 育成会プロジェクトNEWS 堀江まゆみ.....23  
 だれにも聞けない成年後見の疑問に答えます.....26

特集 **権利擁護** .....29

**障害者の権利はいま**

警察が大好きだった障害者の死～佐賀事件 神戸金史.....30

警察の対応が変わる!?.....32

- ・障害のことを警察官にわかってもらおう
- ・警察庁「触法調査マニュアル」の抜粋

日本の動き 動き出すか? 権利擁護の法整備 野沢和弘.....36

世界の動き 国連障害者の権利条約と知的障害者 長瀬 修.....38

ナゾの誤訳? 関哉直人.....40

障害者の事件・裁判NEWS 関哉直人.....42

知的障害者の判例百選 大石剛一郎/関哉直人 .....44



コラム **親図鑑・永田町編** 野沢和弘.....48

きょうだいのホンネ 富士野みゆき.....50

コラム **そう思うのは私だけ? ある行政マンのひとりごと** 又村あおい.....53

コラム **映画の中の障害者** 佐藤 進.....54

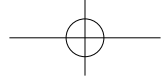
テレビドラマ「だいすき!!」がスタート 羽村 龍.....56

**ルポ・アートな生活**

現代アートに生きる表現者集団 **工房絵** 武居智子.....58

この国の福祉はどこへ 野沢和弘.....62

編集後記.....64



どれだけ聞いてもよくわからない。  
わかっちゃいるけど、やらなければならないことはいっぱいあるし。  
大事なことだとは思っているのだけれど。

成年後見や権利擁護について、そんな声をよく耳にします。

学問よりもお金を、思想よりもご馳走を、哲学よりもお笑いを……。  
障害者の親だって現世を楽しく生きたい！  
そんな人を応援したいと思います。そんな人にも成年後見のことに興味  
をもってほしいと思います。

だって、障害者の親が楽しく生きるためには、成年後見が必要なのだから。

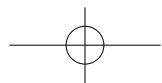
だれでもわかる、すぐに役立つ、読んで楽しい。この情報誌「ぱんだ」  
はそんなコンセプトでつくりました。

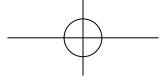
難しいことをわかりやすく、わかりやすいことをもっと楽しく、楽しい  
ことをまじめに、まじめなことを深〜く、考えようじゃありませんか。  
目まぐるしく動いていく世の中で、さらに忙しく日々を送っている障害  
者や親や支援者のために。

2008年1月

野沢和弘

(全日本育成会理事／毎日新聞夕刊編集部長)





## 特集

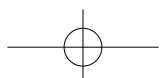
# 成年後見

「大切だとは思うけれどよくわからないから、自分で後見人になってみた」というお父さんがいます。何ごとも自分の目で見たり経験したりしないとわからないものですね。

まだ、そこまでは踏み込めないという人は、成年後見のパンフレットや本を読んだり、講演を聞きに行ったりしているのでしょう。しかし、どうも現実感がわかない……。そう思ったら、この特集を読んでください。

どんな人が後見人なのか、どんな顔をして、何を考えているのか。具体的なイメージがわかれば、もっと身近に感じられるはずです。

難しいことを考える前に、まず見て、実感しましょう。



特集◎成年後見

野沢編集長インタビュー

# 俺の後見人を 紹介するぜ!

冬の雨にぬれた街が車窓を流れていった。横浜、午前11時。まだ眠りからさめない都会は静かに呼吸をしている。

「何をやっていても、何もやっていなくても、時間は誰にも同じように流れていく……死ぬときはね、みんな同じなんだよ、ね」

タクシーの後部座席で男はつぶやいた。

「だから、さ」「楽しくしなければってこと、」

うわっ

映画のシーンみたいじゃないかと思われたかもしれないが、もちろん映画ではない。二枚目俳優のようなセリフを吐いているのは、米田光晴さん。58歳。

米田さんは現在、「下宿屋」(神奈川県茅ヶ崎市)というグループホームで暮らしている。それまでは、入所施設で35年間の歳月を生きてきた。施設を出て、地域で普通に暮

らそうと思いついたのは50歳を過ぎてから。親族に反対され、裁判にまでなった。しかし、多くの人々に支援されて現在の地域生活を勝ち取った。

〈時間は誰にも同じように流れていく……〉

米田さんの人生を重ね合わせると、その言葉は重量感を増して迫ってくる。施設を出るときにも、地域で暮らすようになってからも、米田さんにはさまざまな出来事が降りかかってきた。その度に「下宿屋」の職員や、就職先の社長や、障害のある仲間たちによって支えられてきたが、ここで無視するわけにはいかない存在がある。それが、知的障害のある人を代弁し権利を守る後見人だ。

「おれのカバンの中には障害のあのパスポート(障害者手帳) っつのが入っている。見せようか? だけど、こんなものより、よっぽど(後見人は)頼りになるね」

米田さんは、ドキッとするような殺し文句を吐いた。そう、ここぞという場面で決定的な役割を果たすことを期待されているのが、後見人なのである。

米田さんの後見人は、菊地哲也さん。タレントのような雰囲気のある「イケ面弁護士」である。親子ほども歳の違う2人に話を聞いた。

後見人  
菊地哲也さん

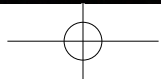
米田光晴さん

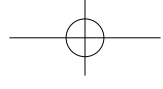
編集部注…米田さんならではの言い回しには独特の意味がある場合があるため、そのままの表現を活かしました。また、米田さんを支援している「下宿屋」職員の牧野賢一さんにも参加してもらい解説を加えていただきました。

牧野賢一

人類学をベースに知的障害者の地域生活支援を実践する達人。グループホーム「下宿屋」を運営し、米田さんを支援している。







米田光晴 (58歳)

35年間に及ぶ施設での暮らしを経て、地域に帰ってきた。「もう施設には帰らない」(中央法規出版)に独自の人間観、社会観を吐露した文章が掲載されている。

### こんなもの書いて何か意味あるの？

米田さん何年生まれでしたっけ。

米田 昭和24年5月3日。

菊地さんは？

菊地 昭和44年8月18日。

——20歳違うんですね。初め見たときえ〜こんな若いのに？ という感じはなかったですか。

米田 う〜ん、そうねえ。最初見たとき若いけど、スーツ着て、ねえ。最初のころはいろいろ「事務的」(※解説①)に書類を書いていたら。こんなもの書いて何か意味あるのって、そんな感じで俺は、パッパ、パッパと言っていたから。菊地 (財産管理をする際に) 財産目録の調整でいろいろ記録しなければいけ

——今日はよろしくお願ひします。ふたりが初めて会ったのはいつですか？

菊地 後見人になったのは平成15年ごろ。米田さんが施設(※解説①)から出てきて、地域生活3周年記念というパーティをやったのですが、その1年前くらい。米田さんは有名だったから、私は知っていたんです。

米田 それは言いすぎ(笑)。——最初に会ったとき、どんな印象を持たれました？

米田 最初に会ったとき？ う〜ん、あの、なんていうの、この人なら大丈夫なのか。でも、(後見人による財産管理によって) お金もけっこう使えなくなるのかな、という心配はあったけど。

——(爆笑)

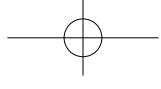
米田 でも、とにかくお金はちゃんとしないと生活ができないという状態で、やばいから。

——後見を付けるきっかけは？

牧野 神奈川県には、「あおぞらマン」(※解説②)という施設利用者の権利擁護のシステムがありました。米田さんは家族の反対を押し切って施設から出てグループホームに入居しましたが、生活に必要な障害年金や扶養共済などはすべて家族が管理していたため、生活が大変でした。そこで、当時「あおぞらマン」をやっていた川島弁護士に相談し、「成年後見制度」を利用した方がいいというアドバイスを受け、後見人選任の手続きをして紹介されたのが菊地弁護士でした。

#### ①入施設と家族

米田さんの施設生活は生まれた直後から始まっていた。乳児院に4年間、更生施設に35年、その間の幼少からの10数年と、施設を出てから今までの初老の6年間で地域生活であり、実に人生の3分の2の重要な時期を入所施設で過ごしてきた。多感な時期に家族と離れた施設生活は、何がなんだかわからずにとってもつらい日々だったという。私が米田さんと出会ったのは、入所から30年近くも時を経た、「あおぞらパーティ」という施設利用者シンポジウムの場であった。米田さんはシンポジウムでもなく、無名の施設利用者として会場の参加者の中にいた。会場から手を挙げてようやく発言の機会を与えられると、利用者の目線から入所施設の本質を語り始めた。その後の施設利用者のリーダーとしての活動から、地域で自立する本人たちとの交流の中で、入所施設をよくしたいという思いが、自らが入所施設を飛び出すことへと変化していく。家族の絶対反対、周囲の応援、措置解除の本人申し立て、グループホームでの生活、家族が起こした裁判、全国各地での講演活動、後見人選任、措置制度の終焉と、米田さんは新たな福祉の時代の象徴的な存在になった。日本ではまだ10万人を超える物言わない「米田さん」が、自分の意思ではなく入所施設で生活している。



ないことがあって。ノートに書くのを見て「事務的なんだ」って(笑)。

——そうかあ、せっかく施設から出てきたのに、なんでこんなに記録ばかり取られるんだ、みたいな。

米田 うん。だって、身上監護なんかは書いてもそのとおりにやってももらえるのかなって。でもねえ、普通だったらお金のことを管理してこうしてこうして、すぐにパッと帰っちゃうんだから。これだけやってくれる人いない。本当によくやってくれる。後見人ってこんなによってくれるの知らなかった。俺もいろんな人の後見人のこと聞いてみたけど。菊地さんくらいやってくれる人はいないって言われる。菊地さんが俺のできないところを面倒見てくれると、そうすればすごい楽！

## 大手を振って生活できるね

——後見人になってまず何をしたので  
すか？

菊地 どのような内容の財産の管理を行うか、どのような方向性で後見人の活動をするのかということ判断して、また、家庭裁判所に報告ができるように、申立時の記録の精査をするほか、家庭裁判所との協議や、関係者から話をうかがいました。もちろん、米田さんご本人からも生活状況などについてのお話しをお聞きしました。後見人は、ご本人の財産について包括的な財産管理を行いますので、あらゆる財産に及びます。預貯金、現金、年金等々です。うかがった内容は帳面などに記

録としても残していくことになりました。

——米田さんがやっていただきたくところはどこだと思いますか。

米田 身辺……整理。いや、身上監護。って、どういう意味ですか。僕に言わせると、要するに自分の身の回り。お小遣いの使い方、洗濯の仕方、なんというの？ 経済的要素。あと、病気になったとき。そのアドバイス。さらに、そこに菊地さんが入ってお金かかるところ、「それはこういう風にした方がいいんじゃないの」ってお互いにカバーする。だけど、菊地さんが全部できるわけじゃないから、グループホールの職員がときどき見に来てやってくれる。俺はもうどんな人でも大手を振って生活できるね。太鼓判押せるね。それさえできれば、俺はいつ死んでも



**菊地哲也** (38歳)

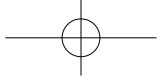
横浜にある法律事務所に所属し、数々の障害者の事件を手掛けている。全日本手をつなぐ育成会の無料法律相談を担っている一人。

②「あおぞらマン」  
神奈川県に先駆的な「あおぞらプラン(1994年)」という権利擁護指針とその推進がなければ、米田さんは今でも入所施設にいたかもしれない。その取り組みのひとつ「あおぞらパーティー」は、1997年に初めて施設利用者シンポジウムを行い、それが米田さんにとっての地域生活の出発点になった。その後、神奈川県施設利用者のリーダーとしての頭角を現し、1999年には全国で初めて、1000人も施設利用者の言葉による「施設利用者権利宣言」をまとめる中心人物になった。

「あおぞらマン」は「あおぞらプラン」の中のオンブズマン活動で、「あおぞらマン」が米田さんからの相談を受けて、後見人菊地弁護士を誕生させた。また、「下宿屋(フループホーム)」がある湘南地域には1997年より協働型オンブズマンの市民活動が展開し、2001年には「湘南くらしネットワークオンブズマン」として、全国に先駆けてNPO法人格を取得。米田さんの地域生活を市民オンブズマンも支えている。

### ③「事務的」

米田さんは何気なくいやみを職員に浴びせてきた。毎日が同じ場所同じ人の入所施設生活の中では、コミュニケーションは単なる日常の伝達のみになってしまい、会話が心が通っていないことが多いという。相手をコミュニケーションの土俵に引っ張り出すため、長年の施設生活で培った一言であろう。「事務的」という言葉を言われた良識ある職員は、思わず「そんなことはない」、「これだけやっているのに」と心の中で呟きながら、自己点検をせずにはいられなくなり、どうしてそう思うのか確かめたくなってしまう。心の叫びに聞く耳持たない相手には通用しないが、良識ある職員には最も効果的なコミュニケーションの一言なのだろう。米田さんは言葉のいたずら者である。その言葉によって、いつの間にか職員が着飾っている装いを解いてしまう。



おかしくない。死ぬときもお線香もお葬式も全部出してもらえる。「事務的」じゃないよ。

——そういうことまで考えますか。

**米田** 後見人はいなくなっちゃうのかとか、そういう不安はありますね。ほんとに！ 私はノーマルだから。あんまり考えすぎるとへこむから、へこまないようにしないと。何するのって言ったって何したっていいんだから。そういうふうに体がみんなが……、仲間が持つていっちゃう。仲間を持つていかれたら、僕はとてもグーの音も出ない。仲間もキツイわな。言うこと

も半端じゃないくらいつぶされるわ、ホントに。

### 僕のお父さんになる人ですか？

——なんだか米田節に引き込まれてわけがわからなくなりますがね(笑)。ところで、菊地さんにとっては米田さんの印象はどうでしたか？

**菊地** 地域生活のことを米田さんが書いた「論文」があって、日本でも有名な、あとから続く地域生活したい人に力を与えるすごい人だと思っ

た。最初に話があったときにはすごく光栄に思いました。最初に米田さんに言われたのは、「お父さんになる人ですか？」。後見人になることが、お父さんになることか(※解説④)と言われたのをよく覚えています。

**米田** 言ったと思います。「親にはなれないからね」と言われてしまつて、ガクツときたんです。

——誰から？

**米田** 菊地さんから。

**菊地** それは親ではなくて、むしろ黒子のような……

**米田** 事務的な黒子ですよ。

**菊地** 事務的じゃないけど(苦笑)。舞台下でセットしたりとか、そういう役回りだから、お父さんとは違うかもしれませぬ、という話をしたのは最初のころです。

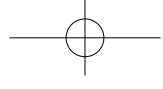
——後見人とは親のようなイメージでしたか？

**米田** やっぱ僕は、精神面とかいろいろ(記録に)書いてくれてるから全部可能になるのかなと思つたら、意外に辛いものを去年してしまつたし、いつまでも言っているのは……うちの担当(職員)に言われちゃうんだけど……やっぱ僕、菊地さんと出会えて幸せ。幸せだなあと思えた。初めてきよ

④「お父さんになる人ですか」

米田さんにとって、いやすべての人たちにとっての共通テーマは「家族」ということではないだろうか。人は家族に守られつつ家族と離れなければならぬ。障害があると家族との離別の時期はさまざま。家族に代わって、福祉サービス関係者、仲間、職場の人、地域の人たちなどに支えられるのは、一見豊かな地域生活に映るが、本人たちは物足りなさを常に感じている。米田さんは、「生面倒をみてくれるのか」「パートナーが欲しい」とよく口にする。支える人たちが家族にはなれないことはよく知っている。

後見人に「お父さん(家族)になる人ですか？」とまず問いかけたのは、これまでの関係性の中で物足りなさを投げかけであろう。さまざまな事情で実感があつてもなくても、「家族」とは、どこまでも寄り添い安心できる関係のニーズの象徴である。米田さんにとって、後見人は本当の「家族」ではないが、それを満たすための新たな存在であり、「家族」を実感する生活に向けての大きな力となっている。



## 後見人になった親たち

**早**いもので障害児の親となつて24年、我が家の小粒の一人息子は障害程度区分6の立派な障害者に成長、自宅から生活介護「ズペース」として通う毎日です。「知的障害を伴う難知性てんかん」が主たる障害ですが多指症・そくわん症・不明熱と次々にラベルを増やし、入院はドクター付別荘のようなものです。2年前の春には急性疾患で重篤な状態に陥り、その後は歩行困難となり今では車椅子生活です。昨年からは不定期な導尿も始まり、いよいよ医療的ケアも必要になりました。こんな波乱万端な彼の人生に母として寄り添う生活の中で、社会への疑問・怒り・思いが膨らんで、とうとう「やるっきゃない！」の一声でママ軍団は立ち上がりました。2000年5月ボランティア団体トライネットの誕生でした。

市から委託された障害児放課後支援事業が初仕事でしたが、支援費制度スタートからはサービス提供事業所となる道を選択し、03年にはNPO法人の認証を得ました。居宅支援事業所の立ち上げを第一歩として、それからは会員ニーズから生まれる事業を毎年積み重ねて、今では障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業や地域生活支援事業、その他にも障害のある方が地域で暮らすために必要なサービスをインフォーマルで提供するまでに成長しました。成年後見制度が始まってからトライネットでも勉強会を開きました。多くの親の反応は「面倒そう・お金が掛かりそう・分からない・関係ない」というものでした。ところが事

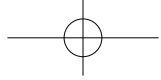


### 西川紀子さん

新潟県柏崎市で  
障害者の地域生活支援をする  
NPO法人トライネット  
代表理事

行為で行っていたわけで、これを知ってからというものには事業主として心苦しさで一杯でした。何とかしなければならぬ！トライネットの成人利用者については上記の理由で保護者との契約は無効だと押し切るべきかと悩みました。でも自分にとっても成年後見制度はつかみどころの無いお化けでしたから、会員に強く薦めることもできません。結局、「先ずは私から！」ということ。06年1月の初仕事は市内の簡易裁判所に行き申請書類をもらうことでした。それから順番に手続きをこなして、3月には家庭裁判所から「後見開始の審判」がなされた通知をいただき4月には「後見開始の登記」が完了。翌07年3月に初めて息子の財産の収支一覧を送付したところです。息子の場合には高額と噂だった鑑定料はかからず、かかり付け医の判定のみで済みました。諸手続きは噂通りに時

間と手間がかかりましたが、困難ではありません。後見人候補者については最後まで悩みました。いわゆる親が後見人になることで本来の目的である「利用者主体の福祉制度利用・本人の権利保障」が危うくなる不安です。調査官と相談の上、私が現在の職務上適任ではないかとの助言を頂きました。ところが私が代表を務めるトライネットとの利用契約は利益相反するため、夫と私の2名が後見人となることを提案されました。先ずは私と夫が後見人の職務を経験した上で、将来は信頼できる法人に委ねたいと考えています。彼の財産一切を明らかにして、1年間の収支報告をして「彼の権利・財産は法律により守られた」と初めて実感しています。そして、何よりも私たちは親でありながら、無事に成人した彼の一番身近な支援者になるという一つのけじめを付けた気がしています。後見人の役割である「財産管理・身上監護（福祉サービスの利用契約の配慮）」が実行できているかを常に肝に銘じながら、今しばらくは世の中の流れを見定めたいと思っています。



うは自分に反省している。

### 施設を出て、 変わりましたよ

——菊地さんはふだんの仕事はどんなことをされているのですか？

**菊地** 離婚問題や相続、交通事故、賃貸借関係などを弁護士としてやっています。もともとは家族（兄弟）に障害があることから、弁護士としても何かな自分なりにできることをしていきたいという気持ちがありました。現在は3人の方の後見人をしていますが、米田

さんが初めてだったんです。ときどきは支えられ、ときどきは支えになるといような意味で、自分にできることをやらせていただいているというのが実感です。

**米田** 私もそういう経緯とはよく聞いてなかったし、事務的に（書類に）書いてあるし、わからんから、あんまり僕も聞かなかつたんだけど、自分をどうやって見つめていくかということが最近できるようになったんですよ。前はできなかったんですよ。今は余裕を持ってね、そういう話をしてもらって聞

けるようになったんですよ。あの、施設を出てからの7年間で変わりましたね。なんて言っているのかね？ いんでしょ？ だいぶ変わったよね、私。っていう感じなんですよ。

### 後見って お金だけじゃないよ

——いちばん大変だったとき、例えば、裁判があつたりしたとき、後見人というのは威力を発揮するわけですよ。それで裁判は乗り切った。米田さんの主張が認められた。

**菊地** 財産の引き受けとか、そういうところで……。

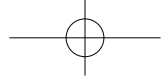
**米田** そういった意味ではね、トラブルがあるでしょ、この子たち（知的障害者のこと）は。能力が高い子こそ、そういういろんな問題が起きるわけですよ。ちよつと教えてほしいんですけどさあ。能力が高い人こそがそういう何ていうの、いろんな問題が起きるわけですよ。ねえ、なんだっけ。能力の高い人がいろんなトラブル起きるのなんていうのだけ？ 精神的……精神介護？ いや、精神的な支援があれば、こういうところがダメだよ、こういうところはやけになっちゃだめよ、酒



意外に狭い？ 法律事務所



自分の部屋でくつろぐ



## 後見人になった親たち

### 後

見人を付けようと思ったのは郵便貯金を下ろせなかったことがきっかけです。本人の委任状が必要と言われた。そのときは局員が便宜をはかってくれたけど、これからもというわけにはいかないと考えた。「カードで何回も下ろせばいいのよ」と言っ

人もいたけど、私はATMオンチ。第一、そんなの本人の存在を無視したり方のように思えていやだ。この感覚、人に話しても共感を呼ばないみたい。私は千葉市育成会の会長をしているので、成年後見を知らないじゃ済まされない。長男には親代わりをさせたくないというのも大前提だったので、と

りあえず父親が後見人になることにしました。それが平成14年のころ。もう60歳近かったし、親はいつまでもやる気、気力があるわけじゃない。やる気があるうちに後見人になって、10年もやってみればいろんなことが見えてくるだろうと思いました。

主人に「やってみない？」と言ったら、「うん、そうだな」。ふだんは行動を起こすのはなかなかじゃないのに。わが家の歴史に特筆すべき事項ですよ。親が10年やってみて、そのころには制度もはつきりするだろうし、そしてたら誰かにバトンタッチしたらいいの

かわかるんじゃないかと話し合いました。どちらが後見人になるかは「人格が上のあなたの方が適任だと思う」と言ったの。ホントのことだし、報告の書類書きも夫の方が向いているから。後見人を立てると本人の選挙権がなくなる。夫は割り切っていたけど、私



はちょっと切なかつたです。うちの子はとても重度なので諦めもつくけど、選挙権を行使できる人は踏み切れないかもね。

次男は今、入所施設で暮らしています。毎週金曜日の夜、夫が施設から連れて帰り、月曜日の朝連れて行く。休

### 久保田美也子さん (62歳)

千葉市育成会会長。  
次男の聡史さん(33歳)の後見人には父親の尚幸さんがなっている。

日は近所の散歩で終わり。本人から苦情が出ないとこんなもんですね。ヘルパー事業所と個人契約して、お台場とか花やしきとかに出かけてもらいました。その利用も次第に間遠になっていたころ、成年後見の冊子に「貯金を1000万円も持っている

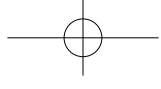
のに、ブアな生活をしている本人がいる」という文を見つけてドキリ。「うちです」と口走ったぐらい。

次男は生活のあらゆる面で介助が必要な最重度の障害者です。靴は脱げるけど履けない。食事も風呂も介助が必要。トイレも服の上げ下ろしができない。でも、とても穏やかで平和な人柄なんです。悔しいところがあると相手にぶつけるのではなく、自分の服を自分で着る。私がうるさいことを言うと、軽蔑した目で見る(笑)。落ち込んでいると、心配そうに見つめてくるんです。

後見人を付けてから、本人に対する私の見方が変わりましたね。後見人を付けて、本人を独立した存在と見るようになった。財産・身上監護の報告を書くことが大きいと思う。以前、「親亡きあとに備えて、本人の年金をどんなことに使っているか付けておくように」という話を聞いたことがあったけど、義務じゃないものは三日坊主。今は施設から来る課題や健康の記録もきちんとファイリングして、小遣帳もつけています。あとは家での生活の様子を書いて残す必要があるかな。

長男の子どものお年玉や入学祝いも年金の中からあげるようにしていますよ。ちゃんと座らせて、「おじちゃんがお年玉くれるって」と本人から直接渡すようにするんです。障害があってもひとりの独立した人間ですからね。

もう、後見人を立てて4年が過ぎました。6年後、誰に託したらいいのか、前より霧が取れてきたみたい。今、後見人を立てることをお勧めしているかわからないけど、「親なきあとは親あるうちに」は言っておきたい。それも80歳になる前、70歳になる前に。



ばっかり飲んでちゃ。こういうところはこうした方がいいよ。

**牧野** 精神的支援と問題解決支援。それをひつくるめて「関係支援」(※解説⑤)。

**米田** そういった要素の中で、施設に長くいた人がなぜ後見人が必要かというのを履き違えているんですよ。非常に履き違えている。僕ね、聞いて呆れてもらうの。父兄もそれが当たり前になっっている。で、本人たちはわかんないから、(職員が)「あんたこの人の言うこと聞いていれればいいのよ。この人ときどきね、いろんなことを聞いたら、こういう風にいうのよ」と。(以前に入所していた施設でも)何人かの人が後見人を付けたけれど、違うと思うんだよね。

——米田さんはなんて言いたいのですか、そのとき。

**米田** 後見人っていうのはただお金だけじゃないよ、と。菊地さんは特例で見てもらったからこんな言い方しちゃったけど、本当の弁護士さんというものは、本当に事務的。事務的。何時に来てください、はい、時間だから帰ります。菊地さんはそうじゃなくて、まあこんな風にやってくれる人いなんだだけ。一番大事なことは何のため



の後見人かということ。

### 悩んだと思うよ、相当

——菊地さんはいろんなことをやってくれるのですか。

**米田** そう、菊地さんは言うだけじゃなくて、後見人っていうたいなんだろうと思っっている。あるいはあくまでも事務的に割り切って、人間的に見てくれているのか。その辺は僕はわからなけれど。でも、俺は違うと思う。菊地さんは悩んだと思うよ、相当。大変だよね。

——菊地さんが悩んでいるのを感じた



ことはありますか。

**米田** うん。顔には出さないけど、悩んでいると思うよ、俺は。

——なんで悩んでいるんでしょうね。

**米田** いや、事務的じゃないということとを痛切にやっっているから。うちに、いまやっている人(職員)がいるんですよ。なんかもうそういうときはプロで慣れているから、もう事務的にものごとを割り切っちゃって。自分の中では痛いところを感じているだろうけど、もう割り切っちゃって。「割り切るな!」って俺は怒るんだけど、それはそれでね。ある意味ではうまいんだよね。「米ちゃんなんでもやってみられるよりも、ある程度事務的に扱ってもらった方がいいかもしれない」なんて言われると、こっちはさあ、「なるほどなあ」なんて納得しちゃうたりして。バカだからさあ、すぐ甘い汁すっちゃってさ。

——で、菊地さんは悩んでいたんですか。

**菊地** そうですね(笑)。悩みを見せていたかどうかわかりませんが、どういう関わりができるか。当時、成年後見について書かれたQ&Aのような解説書を読んでもわかるわけではないし。米田さんはいろんなことをぶつけてく

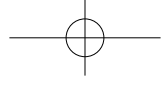
### ⑤ 精神的支援、問題解決支援、関係支援

米田さんのように、長い入所施設生活からの地域生活は、守られた生活から社会の中で自立する厳しい現実との直面であった。これまでの常識が通用しない、それを指摘されてもどうしていいのかわからない。しかし社会は立ち止まってはくれない。「こんなはずではなかった」という思いは、施設であれ家族であれ守られてきた人たちが自立するときに味わう共通のものであろう。しかし、米田さんにはそのギャップが大きすぎて、たびたびうつ状態になった。

精神的支援は本人を取り巻く関係を、その人なりに受け止めるための関わりであり、問題解決支援はその原因となる問題を明らかにして、本人が主体的に解決するための「さまざまに関わり調整が必要である。社会の中で自立はさまざまなひと・もの・こととの関わりや調整が必要であり、そうした本人主体の関係づくりが関係支援である。米田さんにとって後見人はそうした関係支援の中でも重要な存在である。

米田さんが全国の講演の中で話した「僕を実験材料に!」という、入所施設利用者や地域で暮らすことの困難と、地域生活で知った関係づくりの喜びのメッセージは、今もなお新鮮に生き続けている。





## 後見人になった親たち

**成** 年後見の本を読んでみてもなかなかピンと来ないんです。隔靴搔痒くわつやくの感かんじで。ごつにも「成年後見制度」の内容がよくわからないんで、それならいつそ自分で経験してみれば、長所も短所も実体験できると思い、後見人の申立てをした次第です。成年後見制度を実際に行動に移そうと思っただけ、やはり親が障害のある子の後見をされている千葉市の久保田（美也子）さんの話をシンポジウムで聞いてからです。

娘はダウン症候群。私ら夫婦と3人で暮らしています。自宅に近い企業で月曜から金曜日までパート勤めをしています。1日4時間、雑貨をパッケージ化する作業をしています。

娘は今の生活が何時までも続いているかと思っています。「お父さんとお母さんが死んでしまったら、ごつするの？」と聞くんですが、理解出来ないよつです。

地元の家庭裁判所を06年8月ごろ訪れました。「親御さんが後見人になるのですね」と女性の担当者が、流れを説明し、パンフレットをくれました。わかりやすく順序立てて教えてくれましたよ。戸籍謄本や住民票など必要な書類を取り寄せ、少しずつ必要な書類



名児耶清吉さん (76歳)

茨城県育成会。牛久市在住。  
44歳の知的障害の娘がいる。

をそろえたんです。土地や預金も調べ、自分と娘の財産目録をつくりました。そうすると、気持ちの整理もつくし、ふだん自分にどのくらいの資産や負債があるなんて、わかっちゃいるよつでわかっちゃいないんです。いざというときじゃあ、とても間に合いませんよ。誰だつて致死率は100%ですからね、万一じゃない。万一のために後見制度を利用するわけじゃない。自分が亡くなった後の子どものことを考えてやらなきゃね。

07年1月、家裁から審判手続き開始の連絡があり、精神科医に鑑定書をもりました。以前から娘を知っている医師なので、2時間ぐらいですみ、鑑定料が5万円でした。

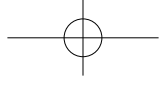
家裁から正式に後見人として認めるといふ通知が来たのが2月。始めてからちょうど半年ぐらいかかりましたね。経費は全部で7〜8万円くらいでしょうか。

本当は親が後見人になるんじゃないかと思ってるんですよ。できれば私より若い人に複数後見をお願いし、娘のことを知ってもらいながら引き継いでいけるといいんですけど、後見人の候補者がなかなか見つからなくて悩んでいます。結構弁護士さん

には知っている人がいますが、経済的、法律的なチエックはお願いできません、身上監護はねえ。知的障害者にとつて一番大事なのは、見守りと移動介助ですからね。地元では熱意をもつて後見人をやっている司法書士や社会福祉士の人が見つからないんですよ。

本当は地域の育成会が後見人の養成、監視、支援などをしたりするのが望ましいと思います。裁判所が後見人を監督することに制度上なつちやあいますけど、裁判所が調べに来るわけじゃないし、誰かが裁判所に申し立てないと調査や監督なんてないですよ。

障害のある娘には、きょうだいが4人いますが、きょうだいは他人の始まりで、当てにははいけません。第一、親と同じことをきょうだいに望むのはムリですよ。私たちの世代では「子どもより1日だけ長く生きてたい」なんてよく言いますが、誰でも子どもの長寿を望むのが普通でしょうが。なんで障害があると親より先に死ななくちゃいけないんですか。これは親のエゴでもあり、政治に対する不信感のあらわれのことばでもあるんですよ。



左から菊地さん、米田さん、牧野さん。

れた。言葉とかいろんな意味で。そういう中でどういう付き合い方ができるのか考えさせられた。

——当事、後見人はまだまだ少なかったですね。

米田 菊地さんにとってラッキーだったのは、後見人をやっている3人は、まず障害者でもなんでもない一般人（高齢者）、それと、障害者なんだけど施設に入っていたわけじゃない一般の人、もうひとりはおれのことなんだけど施設に長い年月入っていた障害

者。いろんな角度から見

て、すごい。菊地さんはたぶん大人になったんじゃないかと思う。

菊地（苦笑）

後見には区切りがないですから

——大人になった菊地さんは（笑）、後見人という立場をどう考えていますか？

菊地 「父親」みたいな存在を期待されているのかなと思うことがあります。そういう意味では、自分の立場として、どう受け止めて、

どう応えていくことができるかということとくに就任したてのころは結構考えさせられることが多かったです。

後見業務（※解説⑥）は、基本的にいつまでもという期間の区切りがないわけですから、将来もずっと続いていくことになりそうです。一個人として受け止められるものかどうかというプレッシャーがあったと思います。業務としての側面をきちんと押さえながらも、米田さんの生活の中に自然と受け入れられるかどうか、そういうことも大事なのかな

とも感じました。

——米田さんにとって、菊地さんほんな人ですか？

米田 すごい人だな……って。事務的じゃない、いろんなことに対応していく、とても人間的に考えて対応してくれているのか。そこは僕、菊地さんのおなかに入るわけじゃないからわからないけど。俺はすごい人だと思う。菊地さんは俺の後見人になって、いい訓練になったと思う。ほかの後見人よりもすごい勉強したと思う。

菊地（爆笑）

——いい訓練だったですか？

菊地 いろいろね、勉強になりました。米田さんから教えられることも多いし（笑）。

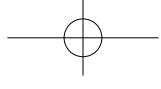
米田 俺だけじゃないよ。

こちらでも深々と頭が下がります

菊地 米田さんは人間関係が豊か（※解説⑦）で、こんなに幅広い人間関係があって、いい人が取り巻いているので、そういう意味では自分にとってもいい機会が与えられる。米田さんに感謝しないといけない。打合せが終わったあとで、米田さんの部屋で雑談をしたり、また、いつも米田さんは近くの駅の改

#### ⑥ 後見人の仕事

米田さんの地域生活は、多くの困難が待ち受けていた。生活費は入所施設時代のわずかな蓄えで、数ヶ月で底をつく。地域生活に反対する家族が米田さんの財産を管理していたので、生活保護を受けることはできない。就労先からの賃金だけでは賄えないので、当時「あおぞらマン」だった川島志保弁護士に相談した。成年後見制度利用のアドバイスとともに、適任者として菊地弁護士につなげてくれた。家族が起こした措置解除等取消裁判は、措置から契約制度になったことや、菊地弁護士が後見人に選任されたことで、米田さんの意思が認められる結果となった。その後、後見人である菊地弁護士が家族との協議を行い、家族との財産管理の問題は解決した。その目的はその人らしい生活の実現である。菊地弁護士は、後見人の立場で米田さんの生活ニーズを受け止め、下宿屋での独立型住居への転居や、挫折しかけたクリーニング会社の仕事など、グループホームや就労先との協働型の調整に積極的に取り組んだ。福祉サービスと本人との間には利益相反がつきまとう。明らかなる権利侵害とともに、良識ある職員の押し付けに、本人は太刀打ちできない。そんな関係性の中で、本人の側に立って調整するのが後見人の大きな役割であろう。



札まで入って、見送りに来てくださるのですが、そういう道すがら、そのときどき米田さんが悩まれていること、いろいろと考えられていることなどをお話しされます。帰りの電車に乗った後も、走り去るまで見送って下さる米田さんを見送ると、こちらでも深々と頭が下がってきます。少なくともそうしたひとつひとつの時間が大事であるなと思っています。

**牧野** グループホームにとっても新しい雰囲気をもたらしましたよね。後見人面接が月に1回あるのですが、もう三者三つ巴なわけです。米田さんはこういう暮らしがしたい。その中で我々がどういう支援をするか。それを菊地さんが聞いてね。そういう中で我々とはともすると日常生活の中に埋没してし

まい、米田さんが実現したい暮らしへの支援が希薄になってしまふ。そういう時に月1回の話の中で菊地さんを変えて原点に持ち帰る。それをどうしていくのかを三者で考える。それが新しい支援の形というのかな。

――裁判が終わった後は、菊地さんは後見人としてどういう役割を果たしているのですか。この何年間か米田さんをめぐる後見人としての大きな役割はあったのですか。

**菊地** 大きなものはなかったですが、就労の問題とか部屋を移動したりとか。

**牧野** 地域生活の中では、米田さんが精神的に落ち込んだ時期がありました。うつ状態で精神科にも通っていたこともありました。そういうときは菊地さんと会うことがひとつの節目になっていた感じがありましたね。

### 俺は施設解体でも怖くない

――米田さんにとっては後見人を付けてから何が変わりましたか？

**米田** まわりの見る目が違う。「あんた、後見人が付いているの？へえ、菊地さんの特別にママだからね。別に僕はほめてるわけじゃない。現実だからね。

実際にお金のことは任せてあるから、「こういうところにお金かかるんだけど、どうしたらいい？」というと、(菊地さんは)「じゃあ、契約はちよつと私と3人で行きますか」。つまり、僕の連れ合いと僕と菊地さんと……

――米田さん、結婚されましたっけ？

**米田** されてない。  
――将来の話ね。

**米田** 日々一緒にいてくれる人がいれば、という例の話。そういう人がいれば、俺は施設解体でも怖くない。それには、必ず後見人が必要なんです。

――最後に、菊地さんはどうですか？  
**菊地** いろいろな壁はまだまだ多くあり、弁護士に求められていることは多いと思います。全国でそれぞれの弁護士が取り組んでいる活動には、いつも勇気を与えられています。また、下宿

屋(※解説④)さんもそうですが、いろいろな意味で、よい出会いがあるということ、自分にとってみてとても幸せなことです。今回も米田さんのおかげで、一緒に取材をしていただいたり写真まで撮っていただきました。米田さんが「弁護士」にどんな印象を持たれるか、ということに責任がありますので、これからも頑張りたいと思います。

### ④ 米田さんの生活

米田さんは入居後から、厚木市内のクリーニング会社に勤めている。自分の稼いで生活をするといい社会の厳しい現実を身に置き、何度か挫折しかかった米田さんを、人情味溢れる元ツパリ少年だった社長は精神的にも支えてきた。仕事をやめるといつて1ヶ月出勤しないで、日がな一日ブラブラしていたこともあった。社長は休んでいる間も頻りに様子うかがいの電話をして、米田さんの場所を確保していた。「社長についていく」が米田さんの口癖。この時代錯誤とも言える思いが米田さんの仕事を支えている。

地域での米田さんは、近所をブラブラして、商店街では世間話、駅前の酒屋さんには仕事の行き帰りの挨拶を欠かさず、米田さん限定での値引きもある。いきつけの小料理屋ではママさんや地元客との会話が落ち込んだときの支えになっていた。

趣味は入所施設時代からのビデオ撮影で、本格的な機材を使ってBGMを入れて編集までこなし、自分を取り巻く生活を撮り続ける。文盲の天才？で音感抜群、耳を頼りに伴奏を入れてキーボードも奏でる。

米田さんの性格？ とても陽気で祭り好きだが落ち込みやすく愚痴っぽい、まじめないたずら者、そばにいたずると疲れるが離れると会いたくなる。そんな相反するところが人を引きつける魅力だろう。

### ④ 「下宿屋」

「下宿屋」は1997年に設立したグループホームで、神奈川県茅ヶ崎市と寒川町にある。現在6つの住居に、26名が生活している。下宿屋とはその名の通り「仮住まい」としてのグループホームであり、その人なりに地域の中で自分の暮らしを実現するための住居である。米田さんは2001年に入居し、2004年から独立生活型(ワンルーム形式)の住居で生活している。

# 私

私たちは日々の生活を送っている中で無意識にいろいろなことを選択しています。

コンビニで買うおでんの具を何にするのかということから、どこに住むのか、どこで働くのか、財産をどのように使うのか……ということまで自分で考えて、いろんな選択肢の中から選んでいるのです。

どうしても一戸建ての家に住みたいのだけれど、それだけの収入がないから3DKのアパートでがまんしたり、悪質業者にだまされないように用心したり、実にさまざまな選択肢の前で葛藤を繰り返しているのです。そして、ひとつの決断を下すためには、過去の人生で蓄積された体験、学習やメディアを通して得た知識や情報、家族や友人関係を通して形成された価値観などを無意識のうちに総動員しているのです。

判断能力にハンディのある知的障害者だって、人生体験の蓄積や家族との

生活の中で形成されてきた価値観を持っていてるわけで、彼らの自己決定・自己選択を支えるためには、彼ら自身の人生や家族のことを知らなければいけないと思います。

米田さんは35年間も入所施設で暮らしてきた人です。彼が施設を出て地域で暮らし始めて間もないころ、米田さんの論文（牧野さんによる聞き書き）を読んで、私は衝撃を受けました。

〈福祉で働いているみなさん、ぼくを実験材料にしてください。ひとりの人間が35年間施設の中にいるとどうなるか。ぼくを実験材料にして研究してください〉

いったい私は何をやってきたのだろうと深く考えた福祉関係者は多かったのだろうと思います。ふと見せる哲学者のような横顔、本質を突くような発言。米田さんの中にうず高く積もった人生経験による「知」を感じないわけにはいきません。知的障害者を甘く見たいいけないと本当に思います。

菊地弁護士と私は2000年にアメリカ・イリノイ州に権利擁護の研修旅行に行ったときの仲間です。シカゴ大学の歴史のあるキャンパスと一緒に歩いたことを昨日のように思い出します。帰国後には何度かカラオケに行ったりもしました。尾崎豊の「15の夜」をどちらが上手に歌うか競い合ったものです。どう考えても私の方が歌唱力はあ

るはずなのに、スタイルと雰囲気は負けてしまい悔しい思いをしました。

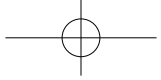
米田さんの後見人に菊地弁護士が選任されたのだと知ったとき、私の脳裏には獅子座流星群のように、光り輝く流れ星が無数に横切つていきま

した。人生における出会いとは実に不思議なものです。成年後見とは興味乾燥な制度などではなくて、血の通った人間くさいものであり、ときめきや悲しみを共有しながら、お互いの理解を深めていくべきものではないかとインタビューをしながら感じました。「事務的」なのはだめです。ね、米田さん。



野沢和弘

毎日新聞夕刊編集部長が本業。全日本手をつなぐ育成会の理事や「手をつなぐ」の編集長をしている。千葉県が全国初めて障害者差別をなくす条例をつくった時は、条例原案を作成した研究会の座長だった。知的障害の長男（21歳）と次男、妻の4人暮らし。



よくわかる！

# 親のための テキスト

## 1 レッスン

### 成年後見のことを知っていますか？

あなたのお子さんは成年後見制度を利用していますか。していない？ それはなぜですか。子どもが20歳を過ぎたら親は親というだけでは子どもの代わりに「法律行為」をすることはできません。「法律行為」というと難しくそうですが、買い物をしたり、福祉サービスの利用契約を結んだり、年金を振り込んでもらう

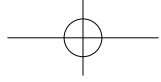
難しくても成年後見はわからない、という声をよく耳にします。しかし、成年後見が難しいのは、制度そのものの難解さもさることながら、わかりやすく説明してくれるテキストがないからではないかと思ふときがあります。難しいことを難しく説明することは意外に簡単で、難しいことをやさしく説明することの方が難しくなったりするものです。誰のために書かかれているのかがあいまいだと余計に難しく感じたりもします。このテキストは、知的障害者の成年後見について、知的障害の子を持つ親のために書いたものです。成年後見について何も予備知識がない親が読んでも理解できるように、できるだけ平易な言葉をつかい、必要最小限のこの説明にとどめました。

ために郵便局や銀行に口座を開いたり……という日常生活をするために必要なことが「法律行為」にあたります。「後見人なんてなくても口座は開けたわよ」あなたはそう思っているかもしれませんが。ヘルパーを利用するための事業所との契約だってみんな親がやっているし、と思うでしょう。そうです。後見人がいなくても今すぐ困ることはほとんどありません。本当はいけないことだけれど、あんまり厳密にうるさいことを言っている世の中混乱してしまうから、黙認されているのです。しかし、あなたにもしものことがあったとき、あなたの知

らないところで子どもが悪質商法に引っかけたとき、後見人がいないために障害のあるわが子がどんな目にあうのかを想像してみましょう。平穩に暮らしているときはわからないだけなのです。もうひとつ、考えてほしいことがあります。今は何も困ったことがなく、平穩に暮らしているように思えたとしても、あなたのお子さんは本当に何も困ったことがないのでしょうか。ひよっとしたら、あなたが平穩だと思っているだけで、子どもはもっと別の暮らしがしたいと思っているのかもしれない。

親には親にしかできないことがいっぱいあります。しかし、親だからこそわからないこともあります。わが子が可愛くて心配でしょうがないからこそ見えないことがあるのです。だから、そういう事情を理解してわが子の人生を考えてくれる第三者（後見人）が必要なのかもしれません。心配しないでください。後見人がいないのはあなたの息子さんだけではありません。全国を見渡しても、知的障害者の成年後見はあまり進んでいません。しかし、いくつかの地域では親の会が成年後見制度の活用を活発に行おうとしているところがあります。親の会はどうやって関わっているのか、どうすれば自分

の地域でもできるのか、関心を持ってください。成年後見について考えるということは、なにも難しい制度について勉強することではありません。あなたのお子さんについてよく知り、あなた自身のこと、社会のことについてもよく知ることです。そして、障害のあるわが子がどうやってよりよい人生を歩んでいくことができるのかを考えることにほかなりません。親であるあなたにもしものことがあったとき、障害のあるわが子が路頭に迷うことがないように、今から始めましょう。それが、かけがえのない今を幸せに生きることにつながるのではないのでしょうか。



# 2 レッスン

あなたの子どもは後見人  
が必要ですか？

知的障害があるからといって、誰でも成年後見が必要なのわけではありません。後見人がつくといういろいろな不利益も伴います。まず、あなたの障害のあるお子さんに後見人が必要なのかどうか考えましょう。とりあえず、次の設問（五者択一）に答えてみてください。

のチケットを買ったりすることができる。ローンを組んで車やマンションを購入することができると？ 自分の財産や収入に照らして、まあまあ妥当な買い物をしたりレジャーを楽しんだりすることができると？

① できる  
② できるとは思うが、いつ失敗するかわからない

③ できそうに見えるが、節約の観念があやふやで、不安だ  
④ 貯金やローンの意味がよくわかっていないかもしれない

⑤ できない

## 1 高額な買い物

預金をおろしてデジカメラやスーツを買ったり、海外旅行

## 2 アパートを借りる

不動産屋でアパートやマンションを探して、借りる契約をすることができ。敷金や礼金の意味を理解し、管理規則を守って暮らすことができる？

① できる  
② 信頼できる人に付き添ってもらえばできる  
③ 収入に見合った家賃の部屋を選ぶことが難しい



## 3 福祉サービスを選んで契約する

ホームヘルプやガイドヘルプが必要ときに、事業所と契約してサービスを受けることができる。グループホームへの入居の契約を事業所として、嫌になったときに契約を解除したりすることが自分

① できる  
② できるが、事業所の言いなりになっている面もある

③ 利用時間に制限があることや、自己負担の意味がよくわかっていない

## 4 障害基礎年金の管理と出納

自分で口座を管理し、振り込まれてくる障害基礎年金の中から必要な分をカードで引き下ろしたり、もらった給料を自分の口座に振り込んだりすることができると？

① できる  
② できるが、ときどき誰かがチェックしないと不安だ

③ 引き出すことはできるが、現金を預け入れるという意味がよくわからない  
④ 口座やATMのことがあまり理解できていない

⑤ できない

## 5 相続

親などが亡くなったとき、自分が遺産を相続する権利があることを理解し、そのための手続きをすることができる。弁護士などに手続きを依頼することができる。相続した遺産を管理することができる？

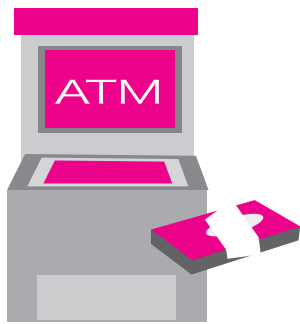
① できる  
② 誰かが教えてくれればだいたいできる

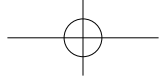
③ 親が残した負債（借金）も相続する場合があることが理解できない  
④ 兄弟姉妹などと遺産を分け合うという意味がよくわかっていない

## 6 財産の処分

相続した財産を持っているだけでは仕方がないので、それを処分してマンションを買ったり、アパートを建てて家賃を得ることを計画することができると？

① できる  
② 誰かが教えてくれればだいたいできる





- ③ 世話になった施設に気前よく寄付したり、友だちに分け与えたりする傾向がある
- ④ 不動産、財産などの概念があまりわかっていない
- ⑤ できない

## 7 悪質商法の被害



悪質商法によるリフォーム詐欺に引っかけたり、高額な宝石やエステや会員権などを買わされたりしたことがある。まだないが、いつ被害に

あうかわからない。被害にあつたときにどうやれば救済されるのかわかる？

① 悪質商法に引っかけたてはいけないと思っている。被害にあつたら消費生活センターに相談しようと思っている

② 被害にあつたことはあるが、それを教訓にして用心するようになった

③ 何でも人の言うことは信じてしまう傾向があるのていつ被害にあうか心配

④ 相手を疑うということができない

⑤ まったく言葉でのやりとりができないので、悪質商法とは無縁だと思う

さあ、どうでしたか？

たぶん、障害がなくても胸を張って「すべて①だった」と答えられる人はあまりいないのではなかとします。とりあえず、そういう人は、後見人の利用を今は考えなくてもいいと思います。

⑤が多かった人、あなたのお子さんには後見人が必要です。たとえ親が若くて健康だとしても、もしものときのために今からよく考えて準備し

ておいた方がいいと思います。

②③④が多かった人も、後見制度の利用をお勧めします。

今の世の中は便利にはなりませんが、とても複雑で何かと契約でしぼられるようになりました。悪意のある人は障害者だからといって容赦はし

せん。いろんなところに「落とし穴」があることを考えると、知的障害のある人がたつたひとりで世の中を渡っていくのはやっぱり心配です。

## 3 レッスン

後見人・保佐人・補助人の違いがわかりますか？

あなたのお子さんに後見人が必要だとわかったからといって、それで自動的に市役所などが手続きをしてくれるわけではないです。

まず、障害のある本人や父母や配偶者（夫・妻）、4親等内の親族（兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母、いとこ）などが家

庭裁判所に申し立てなければ、

何ごとも始まりません。身よりのない人の場合には、市区町村長が申し立てることもできます。こうした申し立てを受けて、家庭裁判所が必要かどうかを判断してから、後見人を選びます。

後見人はどのようなことができる権利があるのでしょうか。

代理権……障害者のある本人が行う法律行為（買い物、福祉サービスの契約、遺産相続、寄付などいろいろ）を、本人の代わりに行う権限。

同意権……障害のある本人が行う法律行為の有効性を判断する権限。

取消権……障害のある本人が行った法律行為が、実はだまされているのではないかと損しているのではないかと、と思われるとき、それを取り消すことができる権限。

「成年後見」とひとこと言

いますが、障害者の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型に分かれま

す。その障害者にはどれがふさわしいのかは、医師の判断を中心に、申し立てる人の意見などを聞きながら裁判所が判断して決めます。類型別の支援の内容は次のようなものです。

補助……だいたい日常生活は自分ひとりで困らずにできるが、少し不安がある場合の支援。たとえば、悪質商法の被害にあつたことがある人・あ

いやしい人、借金やローンの仕組みなどがわからない人の支援です。

保佐……ふだんの買い物くらいはできるが、金を借りたり、保証人になったり、不動産を手に入れたり、売却したり、家を新築したり改築したり、遺産を相続したり放棄したり……ということをひとりで行うのが難しい人の支援です。

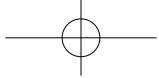
後見……そもそも日常生活を送る上で、買い物をしたり、福祉サービスの契約をしたりという「法律行為」の意味がわからない人の支援です。

「成年後見」とひとこと言

いますが、障害者の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型に分かれま

よくわかる！

## 親のためのテキスト



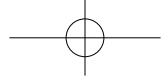
# あなたの 後見人適性度 チェック



「やっぱり親が後見人になるのがいいですよ  
ね」。あるお母さんは家庭裁判所でそう言わ  
れたといいます。わが子のことを最も知っ  
ている自分が後見人になるべきだと思っ  
ている親は意外に多いのかもしれない。そ  
れを否定しようとは思いません。ただ、親  
だというだけで後見人としての適性がある  
のかどうか。ここはちょっと慎重に考え  
てみませんか。  
わが子の後見人としてどのくらいふさわし  
いのか、適性度チェックをしてみましょ  
う。下の設問に答えてみてください。

- ①子どもの障害基礎年金を生活費などに使ったことがある？ ..... はい いいえ
- ②子どもの障害基礎年金の口座と家族の口座は分けていない。 ..... はい いいえ
- ③わが子のことは親である自分が何もかもわかっていると思う。 ..... はい いいえ
- ④これまで子どもの療育にかかった経費は、障害基礎年金から返してもらってもいいと思う。 ..... はい いいえ
- ⑤子どもが同居しているうちは障害基礎年金から家賃分は親がもらってもいいと思う。 ..... はい いいえ
- ⑥子どもが世話になっているのだから、施設や作業所や学校の職員から多少の体罰があっても仕方がないと思う。 ..... はい いいえ
- ⑦体罰はいけないと思うが、世話になっている相手に注意することはなかなかできない。 ..... はい いいえ
- ⑧やはり入所施設の中で暮らすのが安全だし、本人には幸せだ、と本音では思う。 ..... はい いいえ
- ⑨知的障害のある人が恋愛や結婚するのは適切ではないと思う。 ..... はい いいえ
- ⑩知的障害のある人に選挙権は必要ないと思う。 ..... はい いいえ
- ⑪治療してくれる医者に質問したり、異を唱えたりしてはいけない。 ..... はい いいえ
- ⑫財産は障害のない兄弟姉妹に譲り、その代わり障害のある子の面倒をみてもらいたい。 ..... はい いいえ
- ⑬兄弟姉妹が後見人になってくれれば安心だ。 ..... はい いいえ
- ⑭世話になっている施設の職員が後見人になってくれると安心だ。 ..... はい いいえ
- ⑮後見人制度など必要ないと本音では思っている。 ..... はい いいえ





**ぱんだJ  
編集部  
の  
判定**

●一つでも「はい」がある人は  
↓ あなたが後見人になるのは慎重に考えてください。

●三つ以上「はい」がある人は  
↓ あなたは後見人になるべきではありません。

●五つ以上「はい」がある人は  
↓ 今すぐあなたの子どもに第三者の後見人を付けるべきです。

え？ これでは親は誰も後見人になれない？ ふざけるな！ そう怒らないでください。親が後見人をしていることを否定するつもりはありません。ただ、親の後見人のリスクについて知ってほしいのです。いつかは親の方が早く亡くなるのだから、今は親が後見人になっていてもいずれは誰かにバトンタッチしないといけないわけで、この機会に自分自身を見つめ、後見人のことをもう一度考えてください。よくわかっているつもりでも、意外とわからない

のが自分自身のことなのです。

**①〜⑤の質問で「はい」が多かった人**

ひよつとしたら、あなたは古き良き伝統的な家族観を持っている人なのかもしれません。親は子の面倒を見て、子どもは成長したらその恩を返す。当たり前のようですが、殺伐とした家族の事件が多発している昨今、こんな家族観は大切にならないといけないのではないかと思えます。

ただし、後見人の責務や後見人に期待されている役割は、そうした親子観とは微妙に食い違い、場合によっては対立するものかもしれません。残念なことですが、入所施設に預けた子どもにはほとんど面会に来ないのに、障害年金だけ受け取りに来る親のことをよく耳にします。障害年金は大人になった障害者が自らの生活のために国が支給しているものであって、親が自らの生活費に使っていいわけではありません。

「いや、私だって学校を出て働くようになってからは、同

居している親の家計に給料の一部を入れていましたよ」と言う人は結構いますよね。障害者だって自分を育ててくれた親が困っていれば収入の中から生活費を出したっていいと思います。でも、それは障害者が自ら希望し判断して出しているものなのか。それとも、親が「まあいいじゃないか」と思って、障害のある子の意思を確かめずに年金を使っていることなのか……。そこが問題です。

今は自立支援法で利用者負担を取られて大変ですが、お金を使わない障害者は年金がたくさんたまっていたりするものです。入所施設で暮らしている障害者で年金が数百万円もたまっている人は珍しくありません。

家族旅行をする費用が足りない、新車を買いたいけれどちよつとお金が足りない、一戸建ての家を建てようと思うが頭金が足りない。そんなとき、障害のある子の預金通帳の額が脳裏をかすめたりすることはないでしょうか。小さなころから苦労して育ててきたのだし、買った新車にもときどき乗せてあげるわけだ

し……。自分を納得させる理由など次々に思い浮かびます。障害のあるわが子だって、きっと親が喜ぶ顔を見たいと思っっているはず。子どもの気持ちには親である自分が一番わかっているんだから。

そう思ったときが、落とし穴。「親だからって勝手なこと言わないでよ！」と反発する能力も自由もありながら、そうはせずに育ててもらった恩を返そうとする子どもならないのです。しかし、判断能力にハンディのある障害者の気持ちをわかったつもりで、親が自分に都合のよいことを勝手に押し付けているのだとしたら、それは権利侵害であり搾取ではないのでしょうか。

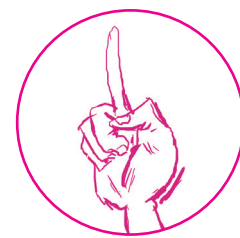
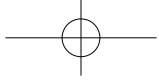
後見人は判断能力にハンディのある人に代わって法律行為をする権限があります。そんな親が後見人になったら、やりたい放題ですね。判断能力のない障害者の権利は誰が守ってくれるのでしょうか。

**⑥〜⑩の質問で「はい」が多かった人。**

あなたのお子さんには、弁護士や社会福祉士のような第三者の後見人を付けるべきです。きっと、親であるあなた自身も救われるはずです。

「こんな重度の障害のある子どもを受け入れてくれるだけありがたい」。施設などでの





## あなたの 後見人適性度 チェック

きつというはずです。

虐待事件で、このような発言をする保護者はたくさんいます。虐待されているわが子を守るのではなく、虐待している相手を擁護するのです。こんな理不尽なことがあるのでしょうか。

しかし、わが子が殴られたり蹴られたりしているのに心中穏やかでいられる親なんかないと思います。わが子を預かってもらっていることへの負い目、ほかに行き場がないという恐怖。そうしたものが親に理不尽な言動を取らせているのです。すべての親がいつでも障害のあるわが子を守るわけでは決してありません。むしろ、親だからこそ守れないことがあるのです。また、障害者だって恋もすれば、羽目はずして遊んだりもしたはずです。親はわが子が生まれたときから最も身近にいる存在であり、誰よりも障害のあるわが子のこと

をよく知っているのだろうと思います。しかし、障害のあるわが子のすべてを知っているわけではありません。むしろ、親だからこそ見えないこと、知らないことがあることに気づくべきです。

親には見えないことが子ども自身にはいつぱいあって、親の思いからはみ出した部分で冒険したり、失敗したりしながら、自らの人生を切り開いて行くのです。それは障害のある子だつて同じです。親だからこそ見えないことが、障害のある本人の人生にとつてとても大事なことだつたりするものです。

いつも近くについてついつい管理的になり、何事も先回りして失敗しないようにしてしまふよりも、少し距離を置いていざという時に駆けつけてくれる方がいい場合があります。青春まっただ中の障害者の中にはそう感じている人が

### 12〜15の質問で「はい」が多かった人。

あなたの年齢や置かれて

いる状況にもよりますが、あまり焦らず、じっくり勉強して後見制度の必要性について考え、わが子にふさわしい後見人を探してみたいかがでしょうか。

障害のあるわが子の周囲を見渡して、きょうだいや施設職員なら安心だと思えるのかもしれないませんが、あわてて後見人をお願いする前に考えてほしいことがあります。

きょうだいのことを考えるのはとても大事です。障害のある子にとつても、きょうだい自身の人生にとつても。

これまで知的障害者の問題というのは、とかく親自身の問題について考えることでした。障害者自身の本人活動に

ついて育成会が取り組み始めたのはそんなに昔からのことではありません。ましてきょうだいについて考えることの大切さはまだまだ認知されているとは言いがたい状況です。生まれたときから、あるいは幼いころから障害者と暮らしてきたのが、きょうだいです。親とは立場が違います。親には言えない苦労や葛藤があることは、本誌50ページの「きょうだいのホンネ」を読んでもらえばよくわかります。きょうだいに後見人という法的権限や義務のある役割を担わせることがいいのかどうか、じっくり考えましょう。

きょうだいは結婚すると自分の家庭を持ちます。マイホームを買うためにローンを組んだり、子どもの教育費にもお金がかかったりします。自分の思いだけで何もかも決めることができなくなります。妻(夫)や子どもたちだつてそ

れぞれの人生があるのですから、障害のあるきょうだいを最優先に考えることができなくなつたとしても不思議ではありません。

親が亡くなれば、遺産相続の問題が持ち上がります。そんなとき、障害のあるきょうだいとは利害が相反する関係にもなりかねません。

また、障害のある人にとつては自分が利用している施設職員はとても重要です。いざというときに重要なのが後見人、ふだんの生活で重要なのが施設職員です。よい施設職員とよい後見人が緊張感と信頼感をもって、障害者本人の日常生活や人生について考えることが大事なのであつて、一人にあれこれも役割を担わせる緊張感も信頼感もないまま、障害者のことを何もかも決めることができる、という危ない状況になりかねないことを知ってください。

きょうだいは結婚すると自分の家庭を持ちます。マイホームを買うためにローンを組んだり、子どもの教育費にもお金がかかったりします。自分の思いだけで何もかも決めることができなくなります。妻(夫)や子どもたちだつてそ

# 育成会プロジェクト

「平成19年厚労省障害者自立支援調査研究プロジェクト」報告

# NEWS

## 全国育成会ネットワーク 「権利擁護・成年後見 プロジェクト」が始まる

平成19年厚労省障害者自立支援調査研究プロジェクト助成を受けて、全国育成会ネットワーク（事務局・兵庫県手をつなぐ育成会）では、各地の親の会とともに「知的障害者・親の会による権利擁護・成年後見制度の活用推進と情報・文化発信ネットワークの構築」を進めています。

この研究プロジェクトの柱は以下の3つです。

- ① 「成年後見制度のことがバッチリわかるワークショップ」モデル研修の実施
  - ② 知的障害者の権利擁護・成年後見活動の基盤作りと育成会ネットワーク構築調査
  - ③ 虐待・権利侵害意識調査とわかりやすい権利擁護・成年後見の情報発信
- 今回は「わかりやすい成年後見」モデル研修について報告します。

## 「親のための成年後見 ハンドブック」が完成

「成年後見」とか「権利擁護」ってわかりにくいですよ。わかっていくつもり、だけど、うちの場合は必要なのかしら？今さらだれにも聞けないけど……。ということも、わかりやすく伝えるためのハンドブックを作成しました。3万部印刷。1月下旬に都道府県・市町村育成会に5部ずつお送りします。ほかに、希望の方は事務局まで申し込みください（最終ページに記載、郵送料・発送手数料等の負担があります）。



## 「成年後見制度のことが バッチリわかるワー クショップ」 モデル研修の実施

今年度は8地区の育成会でモデル研修を行います（別表）。親向け研修は、「我が家の成年後見必要度を考えてみよう」

ワークショップです。

障害のある本人を支えてくれる制度やサービスは、成年後見制度や日常生活自立支援事業、福祉サービスなどいろいろあります。「うち」の場合、はどれに何を託せばいいのか、我が家の財産や本人の判断能力をじっくり見つけながら考えてみませんか。ワークショップで事前に「遺言書の書き方・財産シート」「本人の判断能力シート」などの資料の書き方を研修します。その上で、ワークショップ2では我が家の成年後見の必要度を考えます。

本人向け研修は、「自分の身近な権利擁護や成年後見制度のことを考えてみよう」ワークショップです。

権利擁護ってなに？ 今、ひどい目にあってる？ 消費者被害って知ってる？ など、自分の身近な問題を取り上げながら「自分を自分で守る」ことを考えます。実際に成年後見を利用している本人の経験を聞いたり、DVDを見たり、ロールプレイをします。皆さんから身近な「こまっ

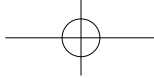
たこと」の事例が出ますのでワイワイと賑やかな研修になりそうです。

加えて、地域ネットワークシンポジウムでは「各地域で権利擁護・成年後見活動の基盤作りをどう進めるか」について、権利擁護や成年後見活動に関わっている弁護士や司法書士、社会福祉士、行政の方などを交えて話しあいます。各地の育成会が今後どのようにに権利擁護や成年後見の受け皿を担っていくか、地域の基盤作りについて話しあいたいと思います。

各地のワークショップやシンポジウムの問い合わせ・申込は各育成会事務局までお願いします。

## 大阪地区・埼玉地区で ワークショップ・シン ポジウム始まる！

ワークショップとは20人程度の少人数で行う参加型研修をいい、参加者自身が事前に用意した「我が家の財産管理シート」や「我が家の判断能力シート」をもとに、「我が家



の「成年後見」を考えていきます。大阪地区で行ったワークショップでは「現在後見人をしていないと切実に思う。お金がかかるのが一番の問題」「兄弟がいるが、もうかまわなくてください、といわれると、何も言えないし、動けない。本人の生活をまもるためにも確立した法的な立場が必要」などの意見が出ました。今後も皆さんと考えていきたいと思っています。

**募集しています！  
モデル研修の  
実施地域を**

今後、全国各地で「わかりやすい成年後見研修」を進めていきます。

現在、「ワークショップの講師や進行役になる権利擁護・成年後見ワークショップインストラクター」が40人養成されています。また、ワークショップを行うためのマニュアル冊子、パワーポイント資料、DVD教材をセットにして作成します。DVDのひとつは「ある親がガンであと数

## ワークショップ

## シンポジウム

<p>【兵庫地区】</p>	<p><b>親向けワークショップ</b></p> <p>◆ワークショップ1 1月30日(水) 10:00~12:00 ◆ワークショップ2 2月 1日(金) 10:00~12:00 本人向けワークショップ 2月 1日(金) 10:00~12:00 講師:戸枝陽基・堀江まゆみ(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p><b>「成年後見制度の必要性について」</b></p> <p>福島健太、中川裕美子、原田和明 戸枝陽基、堀江まゆみ 2月 1日(金) 13:00~15:00 宝塚市総合福祉センター</p>
<p>○実施主体・問い合わせ先 宝塚市手をつなぐ育成会 (担当:小原) TEL 0797-86-9883 FAX 0797-86-9299</p>		
<p>【滋賀地区】</p>	<p><b>親向けワークショップ</b></p> <p>◆ワークショップ1(日時・会場は事務局に問い合わせ下さい) ◆ワークショップ2 2月 20日(水) 10:00~12:00 講師:戸枝陽基(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p><b>「知的障害者の権利擁護・成年後見」</b></p> <p>松井美弥子(兵庫県育成会理事長)ほか 2月17日(日)13:00~15:00 (会場は事務局に問い合わせ下さい)</p>
<p>○実施主体・問い合わせ先 滋賀県手をつなぐ育成会 TEL / FAX 077-523-3052</p>		
<p>【広島地区】</p>	<p><b>親向けワークショップ</b></p> <p>◆ワークショップ1(日時・会場は事務局に問い合わせ下さい) ◆ワークショップ2 2月 24日(日) 10:00~12:00 <b>本人向けワークショップ</b> 2月 24日(日) 10:00~11:30 講師:堀江まゆみ・戸枝陽基(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p><b>「権利擁護・成年後見一安心の地域作り」</b></p> <p>村上香乃、田中洋子、石原さやか 寺尾文尚、堀江まゆみ 2月24日(日) 13:00~15:30 広島市育成会総合福祉センター</p>
<p>○実施主体・問い合わせ先 広島県手をつなぐ育成会 TEL 082-537-1773 FAX 082-537-1778</p>		
<p>【新潟地区】</p>	<p><b>親向けワークショップ</b></p> <p>◆ワークショップ1(日時・会場は事務局に問い合わせ下さい) ◆ワークショップ2 3月 2日(日) 13:00~14:30 講師:堀江まゆみ(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p><b>「知的障害者の権利擁護・成年後見」</b></p> <p>堀江まゆみ(白梅学園大学)ほか 3月 2日(日)15:00~17:00 (会場は事務局に問い合わせ下さい)</p>
<p>○実施主体・問い合わせ先 上越市手をつなぐ育成会上越支部 (担当:岩作) TEL / FAX 025-524-7815</p>		
<p>【富山地区】</p>	<p><b>親向けワークショップ</b></p> <p>◆ワークショップ1 2月23日(土) 10:00~12:00 ◆ワークショップ2 3月 8日(土) 10:00~12:00 講師:堀江まゆみ(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p><b>「知的障害者の権利擁護・成年後見」</b></p> <p>司法書士、家庭裁判所調査官、ほか 3月 8日(土)15:00~17:00 高岡市ふれあい福祉センター</p>
<p>○実施主体・問い合わせ先 高岡市手をつなぐ育成会 (担当:屋根) TEL 0766-21-7877 FAX 0766-21-7878</p>		

ワークショップを実施したい方は、育成会名、名前、希望する内容や理由、住所、TEL/FAX、Mail等をお書きの上、権利擁護プロジェクト担当委員堀江まゆみまでお知らせください。なお、実施時期や担当講師、費用などについてはご相談の上となります。御了解下さい。

連絡先: FAX 042-344-1889  
Mail: info-panda-j@shiraume.ac.jp

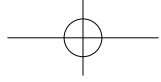
カ月の命とわかった。その時、障害のある息子のために遺言や成年後見に何を託したのか」というドキュメンタリーです。研修の時に皆さんで見ているに考えていただきたいと思います。

この「わかりやすい成年後見研修」を開きたいと思っっている方や育成会等を募集します。左記の連絡先までお知らせください。

(白梅学園大学 堀江まゆみ)

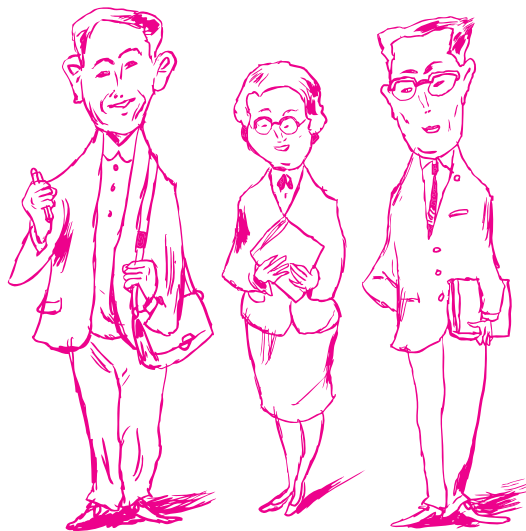
## 〈親向け・本人向け権利擁護・成年後見ワークショップ〉 モデル研修会

	ワークショップ	シンポジウム
モデル地区	<p>「わかりやすい成年後見制度」ワークショップ 親向け「よくわかる」ワークショップ 「我が家の成年後見制度必要度のこと」を考えたい親向けのワークショップ（1および2） 本人向けワークショップ 「自分の身近な権利擁護や成年後見制度のこと」を考えたい本人向けのワークショップ</p>	<p>「各地域で権利擁護・成年後見制度活用基盤作りをどう進めるか」 地域でネットをつくるシンポジウム</p>
【大阪地区】	<p>親向け「よくわかる成年後見制度」ワークショップ</p> <p>◆ワークショップ1 1月7日(月) 10:30~11:30 ◆ワークショップ2 1月14日(月) 14:00~16:00</p> <p>本人向けワークショップ 1月14日(月) 14:00~15:30</p> <p>講師: 戸枝陽基・五味紘子(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p>「成年後見って本当に必要ですか？」</p> <p>辻川 圭乃、西正、廣島 充子、戸枝陽基 1月15日(火) 10:00~12:00 K K R ホテル(大阪市中央区馬場町)</p>
埼玉地区】	<p>親向けワークショップ</p> <p>◆ワークショップ1 1月8日(火) 10:30~12:00 ◆ワークショップ2 1月23日(水) 10:00~12:00</p> <p>講師: 戸枝陽基(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p>「埼玉地区の権利擁護・成年後見制度」</p> <p>戸枝陽基ほか 1月23日(水)13:00~16:00 埼玉会館 7F会議室</p>
【三重地区】	<p>親向けワークショップ</p> <p>◆ワークショップ1 1月9日(水) 10:30~12:00 ◆ワークショップ2 1月18日(金) 10:00~12:00</p> <p>講師: 戸枝陽基(権利擁護プロジェクト委員)</p>	<p>「知的障がい者の権利擁護・成年後見」</p> <p>田辺寿、戸枝陽基、市川知律、ほか 1月18日(金)13:00~15:00 名張市交流武道館いきいき</p>
○実施主体・問い合わせ先 大阪知的障害者育成会 (担当: 日下田) TEL 06-6975-3370 FAX 06-6975-3350		
○実施主体・問い合わせ先 埼玉県手をつなぐ育成会 (担当: 福岡) TEL 048-833-0444 FAX 048-833-0400		
○実施主体・問い合わせ先 三重県知的障害者育成会 TEL 059-225-3930 FAX 059-225-3935		



# だれにも聞けない 成年後見の疑問に答えます

知っているようで意外に知らないのが成年後見制度。あなた、本当に理解できていますか？でも、いままさら聞けないし、どうしよう……。という人のために、《だれにも聞けない成年後見の疑問》を特集することにしました。成年後見に詳しい弁護士と社会福祉士が、みなさんの疑問に答えてくれます。ここでは、「タカシ弁護士」、「サエコ社会福祉士」といたします。司会は私、「マコト」です。



答えは、障害者の権利擁護や成年後見に詳しい大石剛一郎弁護士、「知的障害の成年後見の原理」の著者でもある社会福祉士の細川瑞子さんの意見をもとに構成しました。

## 質問

障害者自立支援法が施行されてから、なにかと負担が多くなって不安です。後見人は必要なのはわかっているけれど、どのくらいお金がかかるのでしょうか。一般的に知的障害者の後見には月に2〜3万円だと聞きますが、障害年金とわずかばかりの授産施設の賃金しか収入がありません。どうすればいいのでしょうか？



後見人にとのくらいお支払いするのは、家庭裁判所が障害者本人の収入や財産を考慮して決めるということになっています。現実にはあまり後見人としての仕事をしていないのに高額報酬を得ているケースもあれば、たくさん時間を費やして一生懸命に後見人の仕事をしているのにほんの少ししか報酬をもらえないケースも少なくありません。障害者や家族にとつてはお金がどのくらいかかる

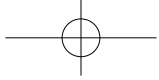
のかは切実な問題です。しかし、お金も身寄りもなくてさまざまな困難を抱えている知的障害者の場合、そもそも後見人がそんなに簡単に見つかるとはどうか問題ですね。



どのくらい後見人が報酬を得るかは、ある人の後見を引き受けてから1年くらい仕事をやってみてどのくらい大変だったか、時間がかかったのか、などという経過をまとめて、家庭裁判

所に申し立てをします。家庭裁判所では後見事務の量と質、それに障害者本人に財産がどのくらいあるかを勘案しながら報酬額を決めることになっています。つまり、裁判所への報告の内容に左右されるということですね。本人の財産で負担できないような報酬額にはなりません。むしろ、泣くことになるのは後見人を引き受けた人の方です。そのような財産のない知的障害者の後見を引き受けてくれる人

の報酬を得るかは、ある人の後見を引き受けてから1年くらい仕事をやってみてどのくらい大変だったか、時間がかかったのか、などという経過をまとめて、家庭裁判



を探するのが大変なんです。



ある県の社会福祉士に聞いた話ですが、知的障害者の後見についてはその県の家庭裁判所は特別な事情がない限り、一律に2万円(月)と決まっているそうです。

それが、最近になって1万円に切り下げられたとかで、これじゃあ後見人の生活が成り立たないとぼやいていました。家庭裁判所が後見事務の状況や障害者本人の財産の状況を見て報酬額を決めると言われているけれど、実際にはどこまで家庭裁判所は考えてくれているのでしょうか。しかし、障害者が悪質商法にだまされたりすることも多い世の中になってきたのですから、専門家に後見を託すことを本気で考えないといけないですね。裁判所は本人の財産で負担できないような報酬は認め

ないということですから、あんまりお金がないから……などと心配する必要はないということですね。

質問

2

私(親)も高齢になり、だれかに息子の後見人をお願いしたいのですが、どこに行けば相談に乗ってくれるのでしょうか。まず親族が後見人候補を探してから家庭裁判所にやってきてくださいと言われました。息子にふさわしい後見人はどうすれば見つかるのでしょうか？



社会福祉士を育てましょう。弁護士である私がおかしいかもしれませんが、ソーシャルワーカーを育てることが、現状では一番必要なことのように思



います。社会福祉士会に相談に行つて、センスの良い人を探しましょう。なかなか自分の子の後見人としてふさわしい人が見つからないかもしれませんが、相性もあるので、あきらめずに何度もお見合ひしましょう。



身上監護に熱心なのは、福祉の専門家である社会福祉士です。社会福祉士の集まりである社会福祉士会は都道府県ごとであり、成年後見の研修を受けた「ばあとなあ」の会員がいます。まず、その人たちに相談しましょう。よくわからなければ、あなたの地元の都道府県社会福祉士会に相談してみてください。ただ、社会福祉士の中には高齢者の後見を専門とする人が多いので、これから育成会として知的障害者の成年後見を専門とする社会福

祉士を育てていく必要もありますよね。



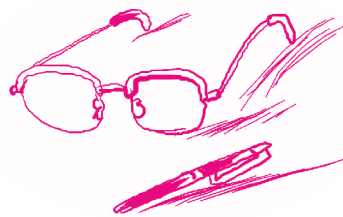
知的障害者の施設やヘルパー派遣事業などで働いている職員の中には社会福祉士の資格を持っている人がたくさんいます。弁護士や司法書士に比べて、知的障害者のことをよく理解している人が社会福祉士には多いと思います。成年後見業務を専門にやっている社会福祉士事務所もあります。そういう事務所を経営している社会福祉士はこんなことを言っています。

「以前は施設の職員として勤めていた。障害者への体罰や権利侵害などがあつたが、職員同士のしがらみでなかなか止めることができなかった。今は後見人として障害者の側にだけ立つてものごとを見ることができるので、やりがいを感じている」。施設や事業所



## 成年後見の疑問に答えます

だれも聞かない



のウラオモテを熟知している  
社会福祉士が後見人だと心強  
いかもしれないなあと思いま  
したね。弁護士に比べてお金  
もそんなにからないような  
気がしますよね(苦笑)。だけ  
ど、何を後見人に求めるのか  
によって、弁護士や司法書士  
がふさわしいこともあります  
よね。後見人にはならないけ  
れど相談には乗ってくれると  
いうところは身近にも結構あ  
ると思います。社会福祉協議  
会とかNPOとか。まずはそ  
ういうところに相談してみる  
のもいいかもしれませんね。

## 質問 3

ホームで待っている人を突  
き飛ばしたり、電車の中で女  
性の体を触ったり……、知

的障害のある息子はときどき  
ですが他害行為をします。相  
手にけがをさせたりしたとき、  
後見人はなにか責任をとらな  
いといけなくなるのでしょうか。  
賠償責任などはあるのでし  
ょうか。もしも、そうだと  
だれも後見人になってくれそ  
うにありませんが、どうした  
らいいのでしょうか？



判断能力のない人の行  
動については、本人  
は責任を負えません。そのよ  
うな障害者から被害を受けた  
人が賠償責任を求めたりした  
ときにはどうなるのでしょうか。

加害者が子どもの場合は、親  
に管理責任を問うことになり  
ます。しかし、加害者が大人  
の場合、親は責任を取れませ  
ん。その意味では後見人も同  
じです。

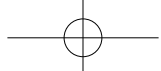


ずいぶん前のことでは  
すが、成人した精神障  
害者が起こした事件で、被害  
者とその親を相手取った損害  
賠償請求訴訟を起こし、老い  
た親が賠償金を払うよう命じ  
られた判決がありました。何  
歳になっても障害者の親に  
はこうした義務が付きまとう  
のかと暗然としてしまいまし  
た。裁判にはならないとして  
も、親は何かと矢面に立たさ  
れることが多いですよ。後  
見人もいざというときに何ら  
かの義務や責任が課せられる  
のならば、なんだか申し訳な  
くて頼めないなあ、なんて思っ  
てしまう親はいるのじゃない  
かな？ なかなか引き受けて  
くれる人もいないのではない  
かと不安ですよ。どうなの  
でしょう。



理論的には、監督責任  
が生じるケースもあ  
りえますが、現実的には、よ  
ほど事故発生が確実に予想で  
きるケースだけでしょう。い  
ざというときのために保険に  
入っておくことも考えないと  
いけませんね。保険につい  
ては、社会福祉士は入ってい  
ると思いますし、第三者後見  
の場合、保険に入っているこ  
とが多いと思います。しかし、  
賠償責任のことを考えるより  
も、後見人が付いただけでは、  
当然ながら事件発生を防げな  
いので、見守りのネットワー  
クをどのように作るか、地域  
資源をどのようにうまくつな  
ぐか、そのネットワークの環  
の一つとして後見人をどのよ  
うにうまく位置づけるか、と  
いう戦略を考えることが重要  
なのだと思います。





特集

# 権利擁護

福祉サービスを充実させていくだけでは、知的障害者にとって安全で楽しい暮らしを保障することはできません。何かトラブルや犯罪被害にあったとき、警察が知的障害について理解がないと大変なことになってしまいます。

アメリカ・イリノイ州の実践にならって、日本でも警察官に知的障害を理解してもらう取り組み「警察プロジェクト」が行われてきました。この「Panda-J」の編集に携わっているメンバーが中心になって進めてきた活動です。ずいぶん変わってきたなと思える半面、まだまだ理不尽な目にあっている障害者も後を絶ちません。

警察だけでなく、弁護士や検察官や裁判官、公共交通機関やコンビニや医療などに携わる人にもきちんと知的障害のことを理解してもらわないといけません。それが、権利擁護の基本です。

# 警察が大好きだった

## 障害者の死

# 佐賀事件

その「事件」が起きたのは去年の9月末、現場は佐賀市内の路上だった。私の勤務するRKB毎日放送は福岡にあるが、ネットワークを組んでいる系列局がない佐賀県で



の取材も担当している。事件の発生を聞いた私は、若い記者に現地に向かうよう指示した。

RKB毎日放送報道部 ニュース編集長 神戸金史

途中だった。

健太さんの死亡直後、警察は死因を「急性心臓死」と説明したが、父親の孝幸さんは納得していない。9年前のスペシャルオリンピックスでは銀メダルを獲得するほど健康だったからだ。さらに、孝幸さんによると、遺体の顔や頭には打撲傷があった。「顔の傷がひどかったんですよ。どうしても殴られたとは思えなかった」という。

佐賀県警の説明によると、路上で蛇行運転していた自転車佐賀県警のパトカーが発見、停止を求めた。しかし、そのまま自転車は進み、信号待ちをしていたバイクにぶつかって転倒した。自転車に乗っていた若い男性は、バイクをけって奇声を上げながら走り出したため、追いかけてきたパトカーの警官は、「精神錯乱状態」の男性を5人で押さえつけて手錠をかけ保護した、という。ところが、「保護」された男性はまもなく意識を失いそのまま死亡、後から知的障害者だったことが分かり、大きな波紋を呼んでいる。

佐賀県警は事件直後から一貫して「暴力行為は一切なく、警官の行動は妥当だった」と表明している。昨年12月3日の佐賀県議会で質問された山崎篤男・佐賀県警本部長は「現在調査中だが、警官の暴行の事実 は認められない」と、警官の行為は合法で妥当だったと改めて強調した。だが、仏壇の前で孝幸さんは「警察の説明はほとんど納得できない」と訴えている。

現場を取材していた記者からは、ほかの

亡くなったのは佐賀市の安永健太さん(25)。言語にも障害があった。この日は夕方、通っている市内の授産施設から自宅に帰る

授産施設に通う知的障害者の男性も、健太さんと同じように取り押さえられたことがあったという報告が上がってきている。

佐賀市の授産施設協議会の幹部によると、いつも母親と一緒に散歩していたこの男性が、たまたま1人で歩いていたら、警察官2人から取り押さえられた。近所の人が「この方はいつもお母さんと一緒に散歩している人ですよ」と弁護したにも関わらず、「保護」された男性は健太さんと同じく手錠をかけられ、パトカーに乗せられたという。

私は事件現場を長く取材してきた記者だが、9歳の自閉症児の父でもある。現場記者からの取材報告を聞く限り、佐賀県警の説明にはかなり疑義を持っている。

佐賀県警は「障害者への接し方は警察学校で教えている」と記者に胸を張ったという。この報告を聞いて「やはり佐賀県警には障害者への理解はこの程度しかないのだ」と暗たんとした。

障害者の行動特性をよく知らないために警官が逮捕してしまったり、逆に被害の申し立てを正確に受けなかったりといった

著者プロフィール  
神戸金史

毎日新聞社西部報道部、東京社会部などを経て、2005年からRKB毎日放送（福岡市）に入社。9歳の自閉症児の父親。ドキュメンタリー番組「うちの子～自閉症という障害を持って～」などを制作。

ケースは頻発している。こうした事故を防ぐため、警察によっては自閉症児の親に障害の特性を教えてもらう地域も出てきていることを、佐賀県警は知らないらしい。取り押さえた警察官は、「知的障害者であることは最後まで分からなかった」とも認めている。記者が書いてきた放送原稿に、私は「現場の警官に障害への理解があつたかどうかは極めて疑わしいところですよ」と書き加えた。

健太さんの遺体は死後すぐに司法解剖されたが、佐賀県警は今に至るまで死因を明らかにしていない。県議会で山崎佐賀県警本部長は「鑑定結果が出次第、遺族に再度説明する」と話したが、解剖結果がまだ出ていないとは考えにくい。「出せない理由がある」と疑われてもおかしくない、警察の姿勢だ。

父親の孝幸さんは、幼いころの健太さんが写った集合写真を記者に見せた。背景には、健太さんを取り押さえた警官が所属する「佐賀警察署」の看板。健太さんは、白バイやパトカーにあこがれ、警察官になることを夢見ていた。警察で撮った写真をい

つも大事に持ち歩いていた。「うちの子は警察官や消防署がものすごく好きだった。知的障害じゃなからうかも考えて、普通の対応をしてきていたら、まず暴れることもなかったと思います」

健太さんは人に触られるのが嫌だった。取り押さえようとする警官に追跡され、訳がわからず声を上げて逃げ、路上に押さえつけられた時、どんなに混乱していたか、障害児の父の私には想像に難くない。

一方で、健太さんは170センチ、85キロと大柄だったから、警官も必死で押さえつけただろうこともうなずける。だから、事実究明は、現場の警官の行動をとがめるためではなく、佐賀県警全体で障害への理解をより深めるためになされなくてはならない。

知的障害者の家族にとって警察は行方不明になった時に捜索してくれたり、犯罪被害にあわないように助けてくれたりする最後の拠り所といえる存在だ。健太さんがあこがれていた佐賀県警。山崎本部長には、誠実に説明する義務と責任がある。

# 障害のことを警察官に わかってもらおう

弁護士 関哉直人

警察の  
対応が  
変わる!?

「簡潔な言葉を用いて、具体的な話をすることが大切である（例え話は理解しづらい傾向にある）。また、絵に描いたり、写真を見せたりすることも効果的である」、「少年とコミュニケーションをとることが困難な場合には、平素少年と良好にコミュニケーションがとれている者（キーパーソン）の理解と協力を得て、面接の立会いを依頼したりすること」――発達障害のある人とコミュニケーションの取り方の基本ともいえる文章が並ぶ。平成19年10月、警視庁生活安全局少年課から出された「触法調査マニュアル」の一節である。

などの特性を踏まえ、これらの特性に十分配慮して調査を進めるために作られた、いわば警察の少年課用マニュアルである。

このマニュアルの中には、「特別な事情を持つ少年」という独立した章が設けられている。その中で、発達障害（法律上の「発達障害」の枠組みで書かれている）や知的障害などの事情を持つ少年への留意点として、警察が学ぶべき点が書かれているのだ。

内容は、まずは発達障害（ここではLD、ADHD、広汎性発達障害）、知的障害の説明から始まり、発達障害に関する面接時の留意点として

「読み書きが苦手であると感じた場合、行間を広げたり、他の行が見えないように隠して読ませる」

「大声を出したり暴れたりした場合は、落ち着かせた後、小さな声で簡単な質問を行い、答えやすく具体的な質問へ

## 警察庁生活局少年課が出した 「触法調査マニュアル」(抜粋)

### (1) 趣旨

現場の警察官等が低年齢化少年の特性等を十分に踏まえた触法調査を行うことができるよう、児童心理学等の学識経験者等からなる「触法少年の調査マニュアル検討会」(座長：前田雅英首都大学東京都市教養学部長)を立ち上げ、医師等からのヒアリングを実施しつつ検討を進め、その成果を取りまとめたもの。都道府県警察に対し、執務資料として配布。

### 第4 特別な事情を持つ少年

調査の対象となる少年の中には、発達障害や知的障害など様々な事情を持つ少年が存在することを念頭において、調査に臨むことが必要である。この場合において、その特色を理解して対応するよう努めることも、これらについて深い知識を有する警察職員との同席を求めるとなるとする。円滑な調査を目指すよう努めることが必要である。

なお、発達障害や知的障害などの問題については、現時点でも科学的な解明が進められている面があることに留意し、担当者からこのような問題について感心を持つことが重要であるとともに、指導教養においても

新しい情報を取り扱っていくことが求められる。

### ① 発達障害

#### (1) 発達障害とは

人は成長する過程で年齢相応の発達をするが、その正常な発達が損なわれた状態を総称して「発達障害」と呼んでいる。ただし、健常者との間に顕著な差異が見られない場合もあり、正確に判断するためには医師などの専門家の判断と協力が必要となる。

発達障害の可能性のある低年齢少年の事件について調査する場合、担当者には、障害の特性に係る基本的事項について理解した上で当たる必要がある。

発達障害のうち主なものは次の通りであるが、これらの障害は重複して出現する場合もあることに注意を要する。

#### ア 学習障害 (LD)

見た目は普通の少年であり、一般的な知的発達に遅れないものの、例えば、次のような困難が生じる例も見られる。

● 文章は読めても漢字の書き取りができてない。

と順次進めていく。威圧的な言葉に対しては奇声をあげたりおびえたりして混乱しやすいため、穏やかに話しかける」

「話がうまく伝わらないと感じた場合簡潔な言葉を用いて、具体的な話をすることが大切である（例えば話は理解しづらい傾向にある）。また、絵に描いたり、写真を見せたりすることも効果的である。さらに発達障害の少年は被誘導性が高い傾向があるため、保護者や教師等からもよく話を聞くことが重要」などと書かれている。また、知的障害に関する面接時の留意点としては、

「少年とコミュニケーションをとることが困難な場合には、平素、少年と良好にコミュニケーションがとれている者（キーパーソン）の理解と協力を得て、面接の立会いを依頼したりすること」

「少年は自分の理解できない質問に対して『はい』と答えやすいため、難しい表現や抽象的な表現をできるだけ避けること。実際の年齢よりも何歳か年下の少年と話すように質問してみることも効果的である」

「少年との面接では、言葉のみに頼らず、次のように様々な手法等を活用すること①時系列に沿って説明することが苦手な場合には表を用いること②事件現場の位置関係等について図示させること③加害状況等の説明の際に人

形や模型等を用いること④言葉で上手く表現できない場合に、自由に描いて表現させること⑤少年が答えを口に出しにくい場合は、答えを記述させること」

などが書かれている。

## キーパーソン立ち会いも

このマニュアルは、児童心理学や刑法などの学識経験者が中心になってまとめられているが、作成過程においては医師や児童福祉士などのヒアリングを行うなど、内容面での検証も行われているようである。なかなか分かりやすい内容にも仕上がっている。少年事件の分野で発達障害が着目されているとはいえ、これが警察レベルでマニュアル化された背景には、「警察プロジェクト」の影響があるのだろう（編集部注：「警察プロジェクト」とは厚生労働研究所の堀江まゆみ研究班が全国の知的障害者の地域生活支援をしている仲間と進めてきたもので、警察官に知的障害の特性を理解してもらう活動のこと）。

とにかく、このようなマニュアルが存在することの意義は大きい。このようなマニュアルが過去に存在しなかったことを考えると、警察が、初めて捜査において発達障害を組織的に意識するという意味での画期的出来事である。内容的には、コミュニケーションツールの活用やキーパーソンの立ち会いに



な少年と見分けることが困難である。また、周囲とトラブルを起こしやすいため、親のしつけ不足や情緒的な問題と誤解されることがある。

### ウ 広汎性発達障害

広汎性発達障害とは、社会性の障害を中心とする発達障害の総称であり、例えば、知的な遅れが比較的目立たない『高機能自閉症』や、言葉の発達の遅れが見られない『アスペルガー症候群』などがある。この障害のある少年には次のように特徴が挙げられる。

●場の雰囲気等が読めず、誰彼無しに一方的に話しかけてきたり、相手の気持ちを考えずに思ったことをそのまま発言したりしてしまう。

●おつむ返しの言葉や相手の言葉を文字通りの意味で受け取り、相手の真意を誤解しやすい。

●特定の物品や行動への強いこだわりがある。

●会話中に目と目が合わない。相つちをうったり頷いたりしない。

### (2) 面接時の留意点

文章の読み書きが苦手で  
あると感じた場合

繰り返し同じ行を読んだり、行がずれたりしやすいため、行間を広げたり、他の行が見えないように隠したりすることが効果的である。また、文字を書かせるときは、声に出して書くように促すほか、用紙に罫線を引くことも効果的である。

### 大声を出したり暴れたりした場合

騒がしい場所では音に過敏に反応するほか、暴れているときに担当者か

●平仮名や片仮名が読めない。

●文章で表現することが苦手である。

●文字を書くとき、平仮名や片仮名で鏡文字が見られる。

●計算が苦手である。

### イ 注意欠陥／多動性障害 AD/HD

この障害のある少年は次のような特徴があり、例えば、次のような行動をとり、社会的な活動や学業に支障を来たことがある。

●常に身体を動かしている（手でいたずらする、身体を揺らすなど）。

●集中力が持続せず、飽きやすく、他人の話を最後まで聞かない。

●必要以上に走り回る。しゃべり過ぎる。

●質問が終わる前に答えてしまう。順番を待つことが難しい。

●目や耳に入ったことはすぐに反応してしまふ。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されているが、年齢が低ければ低いほど健常で活発

ついで言及している点の意義が大きい。このような意識が警察に広がるだけでも涙ものである。また、今後、取調べを中心とした捜査過程で、警察に対しマニュアルの内容を意識した「あるべき捜査方法の申し入れ」を行うことが容易である。マニュアルに書いてあるんだから、最低限それは守りなさい、という要請である。

## すべての警官に

一方で、このマニュアルには問題も多い。最大の問題点は、これが「触法調査マニュアル」の中に存在するということである。対象が「少年」とされている。しかしながら、発達障害の特性は、成人後も共通することは、我々の常識である（そのような常識が通じないのが警察ではあるが……）。

今回は少年法改正の絡みもあってこのマニュアルに組み込まれているが、ここに記載されている配慮事項は、発達障害児者に共通するものとして、警察に周知させる必要がある。この点、マニュアルの末尾にも「本マニュアルで示した事項はいずれも基本的なものであり、少年警察部門に所属する警官のみならず、すべての警察職員に対する各種研修等において活用され」るべきとされている。

もう一つの問題点としては、関係者へのアプローチを多く盛り込んでいる

ことがあげられる。例えば、

「発達障害の少年は被誘導性が高い傾向があるため、保護者や教師等からもよく話を聞くことが重要である」

「少年に知的障害が考えられる場合、事案の真相を解明するためには保護者等の関係者からの聴取を進めていくことが重要である」

「現在の担任教諭から少年の成績、交友関係、部活動、指導上特に留意している点、特異な出来事等について聴取することが重要な場合がある」

「過去に、当該少年の保護者が児童相談所等の関係機関に対して少年相談をしたことがある場合は、その担当者から聴取することが少年の資質等を理解し、措置の選別等を判断していく上で参考となる」などと述べられている。

関係者からの聴取は、障害特性を知り、適切な捜査を遂行する上では重要であるとも言える。しかし他方で、関係者からの聴取を重視する余り、発達障害のある本人からの聴取をないがしろにしては本末転倒である。

例えば、関係者から聴き取ったこと、すなわち間接的な事実をもとに本人の調書の内容を作り出したり、関係者が話した本人の性格や経歴等を本人に確認することなく本人に不利益に利用することなどがあってはいけない。あくまで本人との意思疎通を通じた捜査を心掛ける必要がある。

身体に触れたりした場合にかえって暴れ方がひどくなる時がある。

このようなときは、まず、少年を静かな場所へ連れていき、落ち着かせることが重要である。少し落ち着いた後、小さな声で簡単な質問（氏名住所等）を行い、答えやすく具体的な質問へと順次進めていく必要がある。なお、威圧的な言葉に対しては、奇声をあげたり怯えたりして混乱しやすいため、穏やかに話しかけることが大切である。

話がうまく伝わらないと感じた場合

簡潔な言葉を用いて、具体的な話をするのが大切である（例え話は理解しづらい傾向にある。また、絵に描いたり、写真を見せたりすることも効果的である。さらに、発達障害の少年は被誘導性が高い傾向があるため、保護者や教師等からもよく話を聞くことが重要である。

### 2 知的障害

(1) 知的障害とは

これまで、専門的には、概ね以下の3項目を満たすものが知的障害と判断されてきた。

- ① IQ（知能指数）がおおよそ70以下。
- ② 社会的技能、日常生活技能などの適応行動が年齢に比べて低い（コミュニケーション、身辺自立、家庭生活、社会対人技能、地域社会の資源の活用、自己管理、応用力、仕事、余暇、健康安全に関する技能のうち二つ以上の領域で障害が認められるもの）。
- ③ 18歳未満に発症する。

「カウンセリング辞典」（氏原寛他編集、ミネルヴァ書房）参照

知的障害の認定は専門機関、医師等が行うものであるが、次の項目のいくつかが該当する場合は知的障害の可能性を考慮しつつ接する必要がある。

- 簡単な質問が理解できなかったり、意味を取り違えたりすることが多い。
- 答えを誘導するつもりがなくても、担当者に従順なため、担当者の望むような答えが多い。
- パニックを起こすことが多く、一度動揺するとなかなか静まらない。
- 信頼できる人が限定されていて、それ以外の人の円滑なコミュニケーションが困難である。
- 具体的な質問には答えられても、抽象的な質問に答えるのが難しい。
- 聞いたことに対しては「はい」と答えるが矛盾する問いに対して「はい」と答え、しかも本人は矛盾しているという認識がない。
- 物事を順序だてて説明できないことが多い。

- 知らない字が多く、平仮名を書けなかったり、書き間違いをしたりすることがある。
- 簡単な計算をよく間違える。

### (2) 面接時の留意点

少年に知的障害が考えられる場合には、少年が安心して、じっくり考えながら話ができるよう、次のような点に配慮することが重要となる。

#### ● 担当者の態度

少年に対し、受容的かつ共感的な態度をもって接するとともに、少年の

## 研修をしよう！

さて、このような「触法調査マニュアル」は、先に述べたように、発達障害児者を問わず十分活用されるべきであるが、これだけでは不十分である。発達障害に関する知識がない警察官にとっては、マニュアルに書いてあることがすべてという事態に陥りかねない。実際に発達障害のある人に触れることなく、文字面だけを捉えては、誤った捜査へ発展しかねないといえよう。マニュアルの内容を分かりやすく解きほぐすための、福祉関係者による各種研修や、あるべき捜査方法を描いたDVD等による研修が必要であろう。

また、捜査手法として重要であるにもかかわらず、マニュアルに書いていない事項は多い。例えば、発達障害のある人は、

- ① 時間理解が難しく、「昨日」や「明日」などの概念を捉えづらいこと、カレンダーを使ったり、具体的な日にちや曜日で示すことが分かりやすいこと
- ② 「もしも〜」といった仮定の話が難しく、仮定の話が法律違反などの悪い例の場合、ぜったいにしません、などと答えがちであること
- ③ 質問者が求める答え、すなわち「正しい答え」をしがちであること
- ④ 本人が状況を説明するときに、抽象語を使わないために話が具体的に長々

しくなることもあるが、途中で打ち切らずに根気よく聞いていくこと

———が必要であることがあげられる。

また、マニュアルには、抽象的な表現を避け、簡潔な言葉を用いるべきということとは述べられているが、具体的な例として、

⑤ 二重に否定することや「〜以外の…」という表現は分かりづらいこと

⑥ 「何か」「どんな」「どう」「どう思う」などの表現は分かりづらいこと

———なども、警察官に知ってほしいところである（参考文献：湯汲英史企画・監修DVD「なぜ伝わらないのか、どうしたら伝わるのか」知的障害を持つ人とのゆたかなコミュニケーションを求めて〜（成人編））。

家族や支援者等の関係者が警察に適切な捜査を申し入れる際は、マニュアルがあくまで最低限の基本的注意事項を定めたものに過ぎないことを自覚した上で、目の前の本人の障害特性に合わせた個別の注意事項を付加して申し入れる必要があることに留意すべきである。

触法調査マニュアルの取り組みは、同時に発達障害児者の捜査手法を定めたという意味で大変有意義である。しかし、先に述べたとおり、課題は盛りだくさんである。今後も警察プロジェクトの闘いは終わらない。

ペースに合わせ、穏やかに聴取すること

### ●キーパーソンの活用

少年と「コミュニケーションをとることが困難な場合には、平素、少年と良好にコミュニケーションがとれている者（キーパーソンの理解と協力を得て、面接の立会いを依頼したりすること）」

### ●言葉遣いへの配慮

少年は自分の理解できない質問に対して「はい」と答えやすいため、難しい表現や抽象的な表現をできるだけ避けること。実際の年齢よりも何歳か年下の少年と話すように質問してみること効果的である。

### ●資料の閲覧時の配慮

少年に資料や書類を見せる場合は、平仮名を多くしたり、漢字に振り仮名をつけ、自尊心を傷つけないように配慮すること

### ●面接場所の配慮

少年は環境から影響を一層受けやすいため、面接場所は明るく静かで適当な広さの部屋を選び、少年が落ち着いて話せるように心掛けること

### ●様々な手法等の活用

少年との面接では、言葉のみに頼らず、次のような様々な手法等を活用すること

●時系列に沿って説明することが苦手な場合には表を用いること

●事件現場の位置関係等について図示させること

●加害状況等の説明の際に人形や模型等を用いること

●言葉でうまく表現できない場合に、自由に描いて表現させること

●少年が答えを口に出さにくい場合は、答えを記述させること

なお、少年に知的障害が考えられる場合、事案の真相を解明するためには次のように保護者等の関係者から聴取を進めていくことが重要となる。

### ●保護者

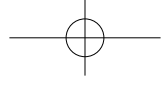
保護者には、担当者と少年との間にコミュニケーションが成立することの必要性や重要性について説明し、理解と協力を得ることが重要である。また、現在の少年の状態を説明した上で、少年に何らかの障害がないか、児童相談所や病院等に相談したことはないか、さらに、現在は問題が見つからない場合でも過去にそれを疑われたことがないかなどについて聴取することが重要である。

### ●学校関係者

現在の担任教諭から少年の成績、交友関係、部活動、指導上特に留意している点、特異な出来事等について聴取することが重要な場合がある。なお、現時点では問題が見つからない場合でも、以前の担任が何らかの問題等を把握している場合があることに注意を要する。

### ●児童相談所等の職員

過去に、当該少年の保護者が児童相談所等の関係機関に対して少年相談をしたことがある場合は、その担当者から聴取することが少年の資質等を理解し、措置の選別等を判断していく上で参考となる。



# 動き出すか？ 権利擁護の法整備

野沢和弘

## 日本の動き

①

### 人権擁護法案

障害者の権利を守り、差別をなくしていくという取り組みについて、日本は遅れていると言っても過言ではありません。しかし、少しずつではありますが、水面下で障害者の権利をしっかりと保障していくという動きが見られます。先行きの見通しがかからない政局にもよるのですが、これまで停滞していた国内の取り組みを飛躍的に進めるチャンスかもしれません。

何度も国会に提出されては批判が続出して成立していないのが、人権擁護法案です。障害者に限ったものではなく、被差別部落や在日外国人なども対象に含めてあらゆる差別を禁止するための法案です。もしも成立すれば障害者差別の禁止をはっきり明記し、救済のために国家機関による強制調査を実施し、差別者には罰則を与える規定まである画期的なものでした。しかし、この法案が日の目を見ないのは次のような数々の問題点があるからです。

- (1) 差別の定義があいまいなのに厳しい罰則規定がある。
- (2) 憲法で保障された「表現の自由」に抵触しかねない。
- (3) 民間に厳しく、公的機関に甘い。
- (4) 刑務所や入国管理局など法務省管轄の機関での人権侵害も多数起きているのに、調査にあたる人権委員会が法務省の外局に位置づけられているため公平性が担保できない。

ところが、福田内閣になってから、閣議で人権擁護法案を早く成立させるべきだとの議論が閣内で起きています。側聞するところによれば、真つ先に問題提起したのは、かつて「自閉隊」発言で輿論を賑わせたことがある石破茂防衛相だということです。それに呼応して「私の任期の間になんとか成立させたい」と発言したのは、やはり「友だちの友だちはアルカイダ」発言で物議をかもした鳩山邦夫法務相だと言われています。真偽のほどはわかりませんが、法務省は

### 障害者虐待防止法

調査対象からマスメディアをはずして、表現の自由を侵さないようにする、などの手直しをして再提出する機会をうかがっています。

これまで全日本手をつなぐ育成会権利擁護委員会が主導して成立を訴えてきたのが、虐待防止法です。

判断能力にハンディがあり、権利を侵害されても自分で訴えることが苦手な人には、何らかの代弁機能が保障されないといけません。そのため、子どもには児童虐待防止法があり、お年寄りには高齢者虐待防止法があるのです。それなのに、どうして障害者には虐待防止法がないのでしょうか。90年代中ごろから各地の障害者施設や雇用の場でひどい虐待が次々に明らかになってきました。障害が重くて自分では被害にあっていることを訴えることができない、親もあきらめきってしまっている、勇気を出して公的機関に届け出ても無視されてし





まう……。そんな障害者を救済するのに必要なのが虐待防止法です。

児童や高齢者の虐待防止法にあるように、虐待を見つけた人には届け出義務を課し、児童相談所などの関係機関が立ち入り調査をしたり、被害者を一次保護したり、再発防止のための措置を講じたりしないといけません。

実は、障害者虐待防止法は04年ごろ超党派で議員立法に向けて動いていたことがありました。厚生労働省も同法案成立のために勉強会を立ち上げて、全日本育成会と関係の深いメンバーが委員に選任され、国会議員らも巻き込んで議論が行われていました。ところが、郵政解散による総選挙で、キ

パーソンだった与野党の議員が落選の憂き目にあい、頓挫してしまいました。

現在、高鳥修一衆院議員（自民党）らが厚生労働省に強くはたらきかけて、障害者虐待防止法を作ろうという動きが起きています。国連障害者権利条約の批准に向けた国内法の見直し、障害者基本法や自立支援法の改正作業が始まろうとしている今、虐待防止法は避けて通ることができない課題と厚生労働省も認識しているようでもあります。

## 条例

千葉県で障害者差別をなくすための条例（正式名称：障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例）が07年7月に施行されました。

この条例には罰則規定がなく、県内に約600人の地域相談員を配置して、差別を受けたり暮らしにくい思いをしている障害者の相談に乗ります。さらに計16福祉圏域にはそれぞれ広域専門指導員という専門職を配置し、地域相談員と連携して障害者の相談に乗り、差別した側とされる人々との話し合い解決に努めます。また、県知事の付属機関として各界の有識者からなる調整委員会を設置し、差別事例の調査や関係者の事情聴取を実施し、悪質なケースについては県知事に勧告するよう申し立てます。

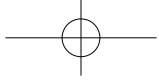
調整委員会が本格的に機能するまでには至っていないとの指摘もありますが、半年足らずで相談件数は100件を超え、障害者差別の解消や啓発に取り組み民間の活動を県が後押しする試みも始まりました。

また、個々の相談事例から浮かび上がってくる普遍的なテーマを政策立案へ結びつけるため、分野ごとに関係業界と県の担当部局と障害者が話し合う「推進会議」を設置する動きも始まっています。

現実に起きている差別をなくすということにとどまらず、現場で起きている理不尽な状況を当事者を交えて話し合っ政策作りにつなげる、新たな市民立法の実践に発展する可能性を秘めているのではないのでしょうか。

千葉に続いて障害者差別をなくす条例を作ろうという動きはほかの自治体でも見られます。岩手県は障害者や家族や支援者だけでなく、県庁の担当部局と県議会各会派が協力しながら条例作りに向けた取り組みが始まっています。

北海道や長野県などからも担当職員や議員らが千葉県に視察に訪れています。また、ほかにも県議会条例作りについて質問が行われたり、障害者や市民が行政当局に条例作りをはたらきかける県や市町村はいくつもあります。今後もうこうした現象が各自治体に波及していくのではないのでしょうか。



## 世界の動き

①

# 国連障害者の権利条約と 知的障害者

長瀬 修

東京大学大学院  
経済学研究科特任准教授  
国際育成会連盟理事  
全日本をつなぐ育成会  
国際活動委員長

最初に国際的な障害者の人権条約の提案があったのはいつかご存知でしょうか。それは1987年というのが定説です。そして、2006年12月に国連総会は障害者の権利条約(注)を採択しました。つまり20年かかったわけです。

その20年間は「失われた20年」と考えられるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。私がそう考えるひとつの理由は、80年代の後半には知的障害者本人が発言する機会が非常に限られていたからです。80年代後半にもし仮に、条約策定が進められていたならば、知的障害者本人の条約策定への参画はほとんどなかったことでしょう。

たとえば日本はアジア太平洋地域で、指折りに本人活動が盛んな国ですが、それにして90年にフランスのパリで開かれた国際育成会連盟(インクルージョンインターナショナル)世界大会以降からようやく本人活動が始まったという経緯があり、まだ20年の歴史がないのです。

現在は03年からの第2次「アジア太平洋障害者の10年」が進行中ですが、当初の世界の「国連障害者の10年」は83年から始まっています。その10年の行動計画(障害者に関する世界行動計画)には、知的障害者自身の発言と、意思決定と議論への参加、すなわち本人活動が明記されています(第29段落)。しかし、この世界行動計画が策定された82年当時に、日本で知的障害者自身の発言に価値があると理解できた人がどれだけいたことでしょうか。知的障害者の本人活動がなかった時代なのです。

世界的に見ても、02年に開始された権利条約の交渉過程に国際育成会連盟を代表して積極的に参加し、知的障害者本人として発言したロバート・マーティンさん(ニュージーランド)が同連盟の理事に就任したのが96年です。彼が本人としてはようやく2人目の理事になってまだ10年強です。もちろん、現在、国際育成会連盟は14名の理事のうち5名が本人という構成となり、ようやく「インクルージョン」を自ら実行でき

るようになってきました。その意味では、全日本をつなぐ育成会には本人の理事がない状態で、自らの実践が不足している大変残念な状態です。

国際育成会連盟を代表して条約策定過程に参画したマーティンさんは幼少の時から施設収容された体験をもとに地域生活の重要性を国連本部で強く訴えました。それは施設収容の強制を禁止し、どこで誰と一緒に住むかを選べるようにするとした第19条となつて実っています。これはまさに知的障害者自身の参加の成果です。

もうひとつ、この20年が無駄でなかったと考える理由は、「合理的配慮」がないことが差別として国際的に定着したのは90年代後半になってからだからです。合理的配慮とは、ろう者への手話通訳や、視覚障害者への点字、車イス利用者へのスロープなど、その障害の特性に応じた配慮のことです。この合理的配慮がないことを差別であると規定した米国の障害差別禁止法であるADAが成立したのは90年です。国連レベルで、



「国連本部での障害者の権利条約交渉にロバート・マーティンとともに参加したレバノンの知的障害女性のミア・ファラーさん（右側）。国際育成会連盟の理事です（撮影 長瀬修）

そうした障害者への配慮がないことが差別だという解釈を定着させたのは、94年に出された「社会権規約に関する一般的意見第5号」という文書です。そうした積み重ねの上で、障害者の権利条約は合理的配慮がないことを差別と定義し、それは、この条約のまさに核心部分となったのです。

これも歴史の「もし」ですが、仮に80年代後半に障害者の人権条約が議論されたら

したら、障害者への配慮がないことは差別として定義されなかった危険性があります。知的障害者に対する合理的配慮の一例は、わかりやすい情報の提供です。これは、権利条約の中でも複数の条文で取り上げられています。しかし、まだまだ理解されていないのが、知的障害者への情報サポートのための支援者です。身体障害者の介助者や、視覚障害者のガイドは比較的知られていますが、知的障害者への支援ニーズは周知度が低いのが実態です。

国連で条約交渉に参加したロバート・マーティンさんには、同じニュージーランドから支援者が同行しました。支援者抜きでつまり、合理的配慮がない状態での参加は「完全参加」ではありません。お飾りとしての参加になってしまいます。

知的障害者の場合のニーズとしてこうした情報面での配慮が必要です。この障害者の権利条約自体についてもそうした配慮に全日本手をつなぐ育成会国際活動委員会として取り組んでいます。昨年8月から、知的障害者自身が参加して、「わかりやすい障害者の権利条約」づくりを開始しています。

会場としては、東京大学経済学研究所の共同研究室を提供しました。丸紅財団からの資金面の支援も得られ、08年秋には刊行を目指しています。真にわかりやすいものを作るためには、知的障害者自身の参画が欠

かせません。ロバート・マーティンさんも英語版でわかりやすい紹介をしています。

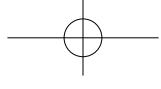
障害者の権利条約もそうでしたが、このわかりやすい条約作りも最終的な成果の質を上げるには、一緒に作業するという過程が大切です。そうした過程を通じて、そこに参加する人すべてが、知的障害者であろうがなかろうが、学んでいくと思います。

知的障害者自身の参画と、合理的配慮の提供、ともにこれからの課題が大きい現状です。しかし、こうした課題があるということ障害者の権利条約の策定過程、そしてこれからの実施過程の中で意識できるようになるためには、20年という長い年月が必要だったかもしれません。読者の皆様には、ぜひ、そうした観点から政府訳であれ、私たちの訳であれ、かまいませんから、権利条約に目を通していただきたいと心から強くお願いします。

注) 障害者の権利条約に関しては本誌の関哉さんの原稿もご覧ください。同条約の翻訳は川島聡さん（東京大学大学院経済学研究所リサーチフェロー・全日本手をつなぐ育成会国際活動委員）と私が訳した民間訳もあります。ネットの下記サイトをご覧ください。

<http://www.normanet.ne.jp/~jcdf/shiryu/convention/index.html>

検索サイドでは、「日本障害フォーラム」で検索してみてください



ナゾの誤訳？

# 日本政府と 国連障害者権利条約

関哉直人

## 障害者権利条約の現在

2006年12月13日、国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が採択されたというニュースや、2007年9月28日、日本がこの条約に署名したというニュースを聞いた方は多いと思います。

障害者権利条約とは、日本も参加した国連総会において、障害のある人の人権を各国で同じように保障しているという考えからつくられた条約です。1条の目的では、「この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」とされています。

そもそも、条約とは、採択された

後、署名を行い、国内で批准を行って  
はじめて、国内での効力を持ちます。

日本はようやく署名を行ったところで  
（115カ国目の署名で、遅すぎるので  
はないかといわれています）、まだ批  
准を行っていません。なおこの条約は、  
20カ国以上が批准して初めて効力があ  
るとされています。

日本が批准を行う時期はまだ未定で  
すが、遅くはない時期に批准が行われ、  
日本国内においてもこの条約が意味を  
持つこととなります。

## 障害者権利条約の もつ意味とは

この条約は、大まかに言えば、障害  
者の権利と、それを守るための締結国  
の役割を書いています。

重要な点として、例えば「障害に基  
づく差別」の定義や、「合理的配慮」の

定義、「ユニバーサルデザイン」の定義

をおき、障害のある人の社会への完全  
かつ効果的な参加やインクルージョン  
などを定め、障害の有無にかかわらず  
平等であること、搾取や暴力、虐待か  
らの自由が保障されること、情報への  
アクセスが認められること、あらゆる  
段階においてインクルーシブな教育が  
認められること、教育、労働等の場  
面で合理的配慮の提供が確保されるべき  
ことなどを規定しています。また、条  
約の実施状況について、締結国に定期  
的な報告を義務づけています。

この重要な条約が、国内法との関係  
でどのように重要なのでしょうか。条

約が批准されれば、当然国内にある法  
律を条約に合わせていかなければいけ  
ません。日本の障害のある人に対する  
権利保障の状況は、国際基準から遅れ  
ており、国内法を見直す必要があるの



です。見直しの方法として、既にある  
国内法を改正して対処しようという動  
きもありますが、既存の法律の改正で  
は限界があり、英米やEU諸国、韓国  
のように、障害者差別禁止法といった  
新たな法律をつくらうという動きがあ  
ります。

これらの国内法の整備を行う時期が、  
条約の批准の前か後かについてはまだ  
分かりませんが、いずれにしても、こ  
れから障害のある人の権利状況が国際  
基準に追いつくために、国内法がどの

ように変化していくか、他方で、障害者差別禁止法という法律ができるかどうか、目が離せない状況にあります。

## 権利条約は、「訳」が大事？

このような状況の中で、日本政府は条約署名後に、英語版の条約を翻訳した「仮訳」というものを発表しました（外務省のホームページで公開されています）。仮訳とは、まだ日本としての正式な訳ではないけれども、批准前にとりあえず訳したというものです。

この日本語「訳」は、正式な訳として確定すると、日本国内においてはその訳が意味を持ちます。正式な訳にしたがって、国内法が見直されることになるので、とても重要です。大げさではなく、日本の将来における障害のある人の権利状況は、この訳で大きく変わってくるという過言ではありません。

この日本政府の仮訳は、外務省と関係各省庁が協議して決定したものとされています。しかし、この仮訳には問題点が多いと言われています。この点、政府の仮訳とは別に、日本障害フォーラム（JDF）で、「川島聡・長瀬修 仮訳（2007年10月29日付）」という

ものが発表されており（JDFのホームページで公開されています）、両者の仮訳を比較すると、日本政府の仮訳の問題点が少しずつ見えてきます。

例えば、第1条目的では、障害の定義がなされていますが、川島・長瀬仮訳では社会モデルを基本としている一方、政府仮訳では医療モデルが基本となっており、障害に関する問題が社会の側にあるという認識を弱めさせています。これにより、社会の側が、障害のある人の権利保障のために変わっていくという重要な視点が軽視されるおそれがあります。

また、「アクセス」を機会と訳したり、「コミュニケーション」を意思疎通などと訳しており、非常に狭い解釈となつていきます。「インテグリティ」（17条）については、「心身が健全であること」と誤った訳がなされています。政治的権利の条文（29条）においては、結成が保障されている「障害のある人の団体」を、「障害者を代表するための組織」として当事者団体とは別の概念を持ち出すなど、意図的な誤訳と思われる部分もあります。

教育の分野においては問題が多く、インクルーシブという言葉を「包容」と訳し（24条）、障害のある人をない人

の集団に包み込むともとられかねない、異質な言葉を使っています。また、24条は、英文を読む限り、川島・長瀬仮訳のように「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」と訳することができ、インクルーシブ教育を象徴する内容となつて

いるのですが、政府仮訳では「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと」とされており、かつ、政府の見解では「小中学校及び特別支援学校を含むという趣旨で教育制度一般と訳した」と説明されていることから、インクルーシブ教育とはかけ離れた方向で、本来の条約の趣旨を無視して意図的な訳がなされていることが分かります。

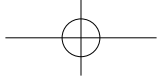
このように、政府仮訳は問題点が多く、最終的に正式な訳として国会に提出される前に、見直しを求める必要性があります。当然ながら仮訳については確定したものではないため、外務省や関係各省庁と交渉を続けていくことで、修正を行っていくことは可能です。

修正を求めていく上で、重要な判断材料となるのが、国連採択に先立ち行われた、全8回の特別委員会の議事内容です。議論の内容、そこで確認された事項に基づき、客観的に訳の内容が

決められなければ、国民全体のコンセンサスは得られないでしょう。また、日本独自の文化や現状に合わせた解釈や訳を行っているのは、日本の障害のある人の権利状況は諸外国から置いていかれてしまいます。世界のコンセンサスを得た内容を日本語に訳すべきことは当然です。

今後、日本政府が最終的にどのような日本語を行うか、是非注目してください。そして、それぞれの分野で、違和感のある訳があった場合、関係省庁や、外務省に対し、ぜひ相談や申し入れを行ってください。

日本の現状は、条約で謳われているような、あらゆる分野で障害のある人の権利が保障されている状況ではありません。サービスや情報等へのアクセシビリティも、教育や労働における完全なインクルージョンも、合理的配慮も、法制度として何もなされていない状況にあるという過言ではないでしょう。この条約を批准するということは、日本がこれまでの権利保障の不備を反省し、世界の流れに追いつくともあります。世界の流れに追いつくために、批准にあたってどのような訳を行い、どのような法律をつくっていくか、注目したいところです。



# NEWS

## 裁判事例：年金引き出し事件

2007年10月、奈良県広陵町の家具製造販売会社「大橋製作所」が、知的障害のある従業員10人の障害基礎年金を本人に無断で引き出し、賃金も長年支払っていなかったことが判明し、新聞各紙で報じられました。

社長も「借金返済や運転資金に回していた」と認めていて、被害総額は2億円にのぼるといいます。

代理人の弁護士によれば、元従業員は県内外の養護学校などを卒業後、同社に就職した20～50代の男女で、勤続年数は9～30年余といえます。大半は会社の寮の大部屋に住み、家具の組み立てなどをしていました。同社は親元を離れた元従業員の食事や日常生活の世話をする一方、賃金を定期的に渡さず、週末に3000円程度を小遣いとして渡したり、正月に約10万円を支給したりしていたそうです。

障害基礎年金（07年度）の支給額は、1級で年約99万円、2級で約79万円。この件では、受給口座の預金通帳や印鑑は会社が保管し、受給自体を知らない人もいたそうです。

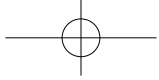
### 会

社が知的障害のある従業員の年金を管理し、これを横領する事件は、各地で後を絶ちません。この事件は氷山の一角でしょう。なぜ、2億円という額に達するまで気付かなかったのか。これは、障害のある人が、被害に気付きにくく、また、被害を訴えていくことが困難であることが背景にあります。では、なぜ今回発覚したのでしょうか。

この会社は、2007年に経営難から破産宣告を受け、広陵町の障害者福祉施設が元従業員を受け入れました。その施設が元従業員の預金通帳を調べていく中で問題が発覚したそうです。この事件もやはり、外部の者が関わらなければ闇に葬られる可能性さえあったのです。そして、気付いた時には会社が破産しており、回収の途は閉ざされるといふ不条理な結

果に陥っています。なかなか発覚しない理由の一つには、知的障害者を雇う企業に対して、何も監督がなされない現状があります。障害者を採用する企業に助成金や調整金を支給する仕組みは、関係省庁の監督とは直結していません。国は障害者の採用を各企業に促していながら、雇用率ばかりを重視し、障害者が雇用された後の





企業に対する監督もフォローもしていないのが現状です。

また、本件では賃金が払われていなかったという点ですが、労働基準監督署は何をしていたのでしょうか。知的障害者虐待に関し、労基署が監督権を行使しなかったことや、職安が監督権を行使しなかったことについて、損害賠償責任を認

めた例として、滋賀のサン・グループ事件（大津地裁平成15年3月24日判決）があります。本件でも労基署が長年にわたる監督業務の中で、その権限を行使してこなかった責任が問われるべきではないでしょうか。

さらに、施設では各地でオンブズマンの活躍が見られますが、寮をもつ企業での虐待について、現状ではオンブズマンの関与はほとんどないといっているでしょう。さまざまな機関が障害者を採用する企業を監督していくことが必要です。

もう一つ、虐待が発覚しないことの理由としては、障害者虐待に関する法制度がないことが挙げられます。子どもについては児童虐待防止法が、お年寄りについては高齢者虐待防止法があり、それぞれ、発見通報義務が定められ、児童相談所や地域包括支援センターが窓口となっています。ところが、障害者の虐待に関しては、発見通報義務や、発見後の調査・権限行使に関する規定がどこにも定められていません。そもそもどこに相談すればいいかがはっきりしません。また、虐待が発覚しても、その後の受入先をどう

するか、また、関係省庁が企業に対してどのような制裁を加えることができるかも定められていません。これらが法制化され、周知が図られなければ、虐待は表にでないでしょう。

年末に発表された与党PTによる「障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）」でも「障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待の防止等の制度について検討」とされていますが、障害者虐待防止法の制定が急がれます。

さて、本件はその後、受け入れ施設や弁護団の調査により、年金横領等以外にも、元従業員が暴力を受けていたことや、過重労働をさせられていたことがわかりました。社員や役員らに、手や物差しで殴られたという話の他に、「椅子を背中や肩に投げつけられた」「頭をベニヤ板で殴られて、血が出ていた人がいた」などの証言も出ています。そして、社長は、従業員のキャッシュカードを無断で作成し、使用した件について刑事告発されています。弁護団も、損害賠償の訴えを起す方向で進めており、今後の動向が気になるところです。

（関戩直人）

# 供述の信用性

## 名古屋市立南養護学校体罰事件

名古屋高裁平成7年11月27日判決（平成5年（ネ）第485号損害賠償請求事件）

### 〈事実の概要〉

X（原告・被控訴人）は、中度の知的障害や視覚障害などを負い、昭和63年9月当時Y市（被告・控訴人）の設置する養護学校高等部2年に在籍していたところ、同月22日、学校内で右眼結膜下出血の傷害を負った。

X側は、当時職業・家庭科の授業を担当していたAが、授業中、集中力を欠いていたXに立腹し、Xを男子更衣室に連れ込み、後ろからズボンを下ろしたり右眼を手指で強く押さえる等の体罰を加え、その結果上記傷害を負わせたと主張した。これに対し学校側は、Aが個別指導のためXを更衣室に連れて行ったところ、Xの右眼に充血等を発見したため個別指導を中止してXを別の教員に引き渡した、受傷の原因は不明であるが生徒らは当日レスリングをやっていた旨主張した。X側と学校側は話し合いを続け

たものの双方の主張は平行線を辿ったため、XはYに対し、治療費や慰謝料を求める訴えを提起したものである。訴訟では、XがAから体罰を受けたことを証明する直接証拠がXの供述を録音したテープ（代理人弁護士事務所録音した供述①及び学校で録音した供述②）のみであったことから、その信用性が最大の争点として争われた。第1審（名古屋地判平成5・6・21判時1487号83頁）は、Xの主治医や精神科医の意見を検討した上で、Xは自己の体験に基づく具体的事実は長期記憶することが可能である、録音テープ内の具体的事実に関する供述は強調や抑揚が認められるなどとして、録音テープの信用性を肯定し、Yに対し慰謝料30万円等の支払いを命じた。Yが控訴し、控訴審ではAが補助参加した。

### 〈判旨〉

原判決取消し、棄却。

「供述①は、対立当事者のいない場所における聞き取り調査であるにもかかわらず、その供述は、断片的である上、Xが自ら述べると言うよりは、X母に促されて、その意に沿うかのように（さらには、…おむがえしに）述べているものであって、これだけでは、本件体罰の事実を認めるのに十分であるとはいえない」「供述②は、本件体罰後7か月経過後の供述であるが、供述①と比較すると、時期の遅い供述②の方が、X母の援助を受けられる場面が増えており、また、学校側の質問に対する回答よりもN弁護士に対する回答の方が明確であることが際だっており、学習をした結果ではないかとの疑問が残る上、供述②においても、X母の援助を得て、本件体罰に関する供述をはじめることができたことと、Xが答えに詰まると側にいるX母の援助を求める傾向は顕著であることからすると、供述②もX母の影響下でなされたものであることは明らかであり、それでは、その供述のどこまでがその当時のXの記憶に基づくものか判断しにくい」「供述②は、いわば骨格だけの供述であり、本件体罰前後のA

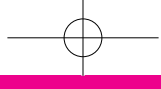
の行動、XとAとのやりとり等細部にわたる情景描写がなされているとは言い難いものがあり、したがって、それだけでは、Aの本件体罰に至る背景や動機を解明する手掛かりとしては十分ではない」「仮に、Xのような知的障害者は、殊更に虚偽の事実を述べようとか、体験していない事実を体験したものとして述べようとする能力にも欠けるものとしても、本件の場合において、X供述にさきに指摘したような数々の疑問点があつて、外部からの影響による記憶の混淆や変容の可能性のあることは前記認定のおりであることから…X供述に信用性があるとするとはできない」

### 解説

本件は、一審でXの請求が認められ、控訴審で棄却された事例であるが、おそらく知的障害のある人の供述の信用性について判断した初めでの裁判であるため、多くの示唆を含んでいる。

1 裁判においては、本人の供述が非常に重要になる。本人の供述を証拠として出す場合、法廷で本人に話してもらったほか、本件のように録音テープを提出するという方法もある





る。本人に知的障害がある場合、この選択が非常に悩ましい。直接法廷で話すことでリアリティが表現できる半面、法廷で適切な質問を投げかけなければ適切な回答が得られない可能性があり、容赦のない反対尋問では混乱に陥る可能性さえある。また、被害が甚大である場合二次被害を生むリスクもある。他方で、録音テープでは供述態度などの臨場感が伝わらないという側面がある。本件のX代理人も「初めてXと話した際のXの興奮ぶり等から、真実を語っていると感じた」と述べている。その意味では、本件後の多くの訴訟ではビデオテープによる供述内容の録画が活用されている。とはいえ、やはり本人が法廷で話すことが出来れば印象は違つし、反対尋問を経て信用性を高めるという意味もある。この点で、水戸アカス事件（水戸地判平成16・3・31判時1858号118頁）では、本人尋問の前に訴訟関係者に尋問における注意事項を書面で提示し、本人尋問のリスク回避を図っていることが注目される。

また、テープ録音やビデオ撮影を行う際は、関係者による誘導が入り

込まないように留意する必要がある。控訴審判決がXの供述を「学習の結果」「X母の影響下でなされたことは明らか」と判示していることは行き過ぎであるが、障害については理解のない裁判所は往々にしてこのような判断に至る。裁判所に障害の理解を深めていくとともに、録音・録画においては、事柄の性質上本人からの積極的かつ自発的な供述が期待できないこともあるが、できるだけ本人の自発的発言を引き出す質問を心がけるべきである。なお、本件に限らず、本人からの度重なる聞き取りを「学習」「練習」として信用性減殺に用いる手法は非常に問題である。本人に知的障害がある場合、事実を確認するために角度を変えて何度も質問することが必要であり、尋問の前には本人が適切に質問に答え、パニックに陥らないよう何度も確認することは当然である。これを信用性のマイナス要素として捉える姿勢は知的障害に関する無理解に他ならない。

2 控訴審判決は、Xの供述が細部にわたる情景描写がなされているものとは言い難く、体罰に至る背景や動機を説明する手掛かりとして

十分ではない、と述べている。しかし、Xの供述は極めて具体的であり、詳細な説明や修飾する言葉がないにすぎない。この点一審では、動機等につき判然としない部分はあるものの体罰は認められるとしている。知的障害のある人の供述に細部にわたる情景描写や動機・背景事情を窺わせる供述を要求することは、その特性から困難な事例が多いところ、その後これらの点を要求せずに事実を認めている事例もあり、裁判の枠組みからすればそこまで要求する必然性はないはずである。裁判所の確立した理解が望まれるところである。

3 本件は、XとXの両親、弁護士2人だけから出発したものの、口コミ等で支援の輪が広がり、その後は支援者の協力で精神科医の意見を聞くことができ、控訴審では当時本件学校の担任をしていた教諭が協力を申し出るに至るなど、支援の重要性を物語る事件である。密室で行われることが多い本件のような虐待事件において、福祉や教育現場の実情を知る支援者の協力は何ものにも代え難い力である。

（弁護士 関哉直人）

〈中谷雄一「密室での体罰」裁判に立つ知的障害児・障害人権弁護団著・障害児をたたくな明石書店、1998〉

## 入所措置そのものの人権侵害性は大きいはずだが…

### 札幌育成園事件

札幌高裁平成17年10月25日判決  
（平成16年（ネ）第206号・原審・札幌地裁平成14年（ワ）第851号）

#### 〈事実の概要〉

1960年に東京・浅草で生まれたAは、「軽度」の知的障害がある。とされ、中学卒業後、一般就労したが、適切な支援がなく、うまく行か

ず、19歳のときに入所施設（七生福祉園）に入所した。同施設からラーメン屋、クリーニング屋などに通って働いていたが、30歳のときにアルバイトでの一人暮らしを始めた。し

# 知的障害者の判例百選

## ①

かし、毎日の仕事の他に食事、掃除、洗濯などの家事をこなしていく生活の繰り返しを、常時身近なところに支援がない状態で続けていくことは難しく、うまく行かない限り、35歳のときに、東京都の措置（日野市の機関委任事務）により、遠く北海道の寿都浄恩学園（経営する社会福祉法人は札幌育成園）に措置入所となった。ところが、同施設は、終身施設で生活すること（地域生活移行を念頭に置いていない）を前提に、全入所者の年金等を父兄互助会経由で全額寄付させ、入所者の作業収益も全部施設・法人に帰属させる施設であった。Aは入所直後から、同園での拘束的な生活を嫌悪していたが、「施設を出たい」という意思を周囲になかなか把握してこられず、入所から5年余り経過して平成13年5月、ようやく札幌の地域生活支援団体につながり、施設を出ることができた。その後、Aは札幌で、仲間や支援者と一緒に地域で生活して、今日に至っている。

本件は、支援があれば地域で生活できる（現に、現在札幌で生活している）Aを入所施設に入れたこと（入所措置）、しかもその措置先の施設（寿都浄恩学園）は、利用者の年金や作業収益を横領し、終身施設生活を強いるような施設であったのに、適切に調査さえしないで措置したこと、及びAの意思表示を事実上無視して、入所措置を漫然と継続したこと（5年余）の違法性に基づく国家賠償請求（慰謝料請求）の訴訟である。

### 〈判旨〉

請求棄却。

「入所措置が…（知的障害者）本人の居住・移転の自由を大きく制限するものであることからすれば、…（援護の実施者の）判断が合理的なものであることを要することはいふまでもなく、そこには自ずから一定の限度があるものというべきである」 「本件措置当時（1995年当時）であっても、知的障害者の福祉を考慮するに当たっては、その社会参加及び地域生活に係る利益について、十分留意すべきであった」「援護の実施者等においては、被措置者の地域生活に係る利益に留意しつつ、事案に応じて、当該知的障害者あるいはその親族等の関係者の意向を聴取する等して、入所措置の是非を判断することが求められてい

たというべきであり、そうした検討の結果、入所措置が当該知的障害者の自立及び社会参加を図る上で必要であり、その福祉に適うと判断した場合に、入所措置を選択すべきものと解するのが相当である。そして、援護の実施者等が、かかる検討を経ることなく、合理的判断として許容される範囲を逸脱して入所措置を選択した場合には、当該措置は国家賠償法上違法の評価を受けるものというべきである」

「（行政は）本件措置を行うか否かの判断をするにあたり、本件施設で不適切な運営がなされるであろう危険性を認識し得たならば、相応の調査をすべき義務を負うものと解される」

「（東京都・日野市は）本件施設（寿都浄恩学園）に対する指導監督権限を有しなくても、本件措置後、本件施設の不適切な運営実態を認識し得た場合には、本件措置を解除するか否かを判断するため、相応の調査をすべき義務を負うものと解される」

### 解説

福祉サービスの利用に関しては、時代は、「措置から契約へ」という

流れになっているが、措置が残っている部分もあり、また根本的に、障害者の人間性が尊重された生活に対する支援を保障することについての公的責任、行政の責任（市場競争原理では対応しきれない要素があることは否めないはずである）は、表向きの利用形態が「契約」という当事者間の合意によるシステムになっても、消滅するものではない。その意味で、本件は、「措置」に関する訴訟ではあるが、現代の契約システムにおいて、公的責任・行政の責任を考えていくうえで、一つの指標を示す判決と言える。

1 本判決が、入所措置そのものが一般的に人権制限的な性質を持つことを前提として明確に認めただけで、行政の具体的な入所措置判断が適法と言えるか否かについて、総論として、「合理性」という一般的・抽象的基準だけでなく、「知的障害者の社会参加と地域生活に関する利益に資するかどうかについて留意しなければならない」という、一定の具体的基準を示した点は、重要な意義を持つ。裏を返せば、「知的障害者の社会参加と地域生活に関する利益を適切に検討せずに入所

措置決定をすることは違法な人権侵害行為である」と述べているに等しいからである。

ただ、本件事案に即した各論的な判断部分は要するに、知的障害者の生活を支援する側の力不足ないし福祉行政の力不足を、そのまま本人に責任負担させる形の結論になっており、不当である。とくに、「Xが入所施設を希望していた」旨認定されたことは適切でない。支援の十分のために地域生活において困難な状況に追い込まれたXに対し、周囲は、その支援の不十分を棚に上げて、「入所施設以外に行く所はない」「旨強迫していたに等しい状況があり、Xが自分の意向・希望を語れる状況ではなかった、というのが事実である。また、当時（1995年）の地域生活支援状況では仕方がなかったというのが判決の基本的論調であるが、事が人権（幸福追求権自己決定権、居住・移転の自由など）に関わるものだけに、「仕方がなかった」で済まされる性質のものではない。そのような事の重大性に関する一般的認識の低さゆえに、95年当時だけでなく、現在に至ってもなお、行動力のある知的障害者に対

する地域生活支援は到底十分とは言えない（そのために入所施設に入られてしまっている）場面が多いのである。

**2** 本判決が総論として、入所措置先の決定に関して、行政の自由裁量とせず、「不適切な運営がなされるであろう危険性を認識しえたこと」を条件として、行政の調査義務を明確に認めた点には積極的な意義がある。というのは、この論理で行くと、施設の不適切な運営について利用者・支援者側が日ごろから積極的に行政に情報提供しておく、行政は同施設を措置先として選択する際に相応の調査する義務を負わざるを得なくなる、と解されるからである。現在は、「措置」ではなく「契約」による施設利用が原則となっているが、法人の許認可や費用の面で、実質的には行政が知的障害者本人側に対し契約利用施設のメニューを提供している実態があるし、また、措置による部分が残っている場面もあり、本判決が上記のような条件の下に調査義務を明確に認めた意義は、現制度下においても大きい、と思う。

ただ、本判決の各論的な判断部分

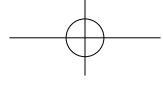
は不当である。本件「承諾書」に關しては、札幌育成園は一貫して「年金等を全額寄付してもらおう趣旨の文書である」旨を公言しており、1995年当時の東京都の権利擁護センター「すてっぷ」は同「承諾書」に一定の危険性を感じて本人の既存の財産管理状態を維持した経過があり、また、「承諾書」の存在・意味を検討するまでもなく、札幌育成園の「入所施設利用者の年金等全額寄付↓これによる施設事業拡大⇨知的障害者の利益に資する」という運営方針は少なくとも地元福祉関係者の間では「公知」に等しい状況であった。

**3** 本判決は、行政が、入所措置後においても、措置先の施設で不適切な運営がなされている実態を認識しえた場合には、措置解除の適否判断のための相応の調査義務を負う、ということを確認に認めており、この総論部分は上記**1・2**の総論部分同様、積極的な意義がある。この論理で行けば、本人・支援者側が、不適切な運営がなされている実態を認識しうるような情報を、措置権者たる行政に対し多数提供していけば、行政としては調査義務を負うこ

とになるからである。

しかしながら、本判決が各論として、「本人の意思表示がなかったの」で、行政は寿都浄恩学園の不適切な運営について想起しえなかった、「日野市の行った3回の面接の内容・方法は不当とまでは言えない」と判断したことは極めて不当である。本判決の趣旨は要するに、知的障害のある本人に対し、施設を出ることに關する現実的な可能性が示されていない前提のもとで、近くに施設職員がいるような場所・状況下で、10分～15分の面接を6年間に3回行い、その結果として、本人が施設の運営上の不適切について語らなかつた、だから東京都も日野市も寿都浄恩学園の問題性（財産横領・労働搾取）を想起しえなかつた、というものである。上記のような粗末な面接の内容・方法とこれに基づく判断が果たして、給料の支払われるべき「仕事」と言えるものなのか、甚だ疑問である。本判決の当該部分は端的に、本件に関する東京都・日野市の担当者の配慮の無さ、力量不足無責任な対応怠慢について、「現実問題として仕方がない」と言っているだけにすぎない。

（弁護士 大石剛一郎）



文：野沢和弘

# 親 図 鑑

## 1 永田町編

親という生き物はおもしろい。もともと子どもの身近にいて自由を束縛し権利を侵害する存在である一方、障害のある子のために生き方を180度変えてしまったりするのです。政治やビジネスや文化やスポーツなどあらゆる分野に障害者の親はいますが、どの分野においても障害のある子からInspire（思想や感情を吹き込む、喚起する、鼓舞する……）されている親を見つけることができます。イデオロギーや利権をめぐって生臭いうごめきが絶えない永田町においてもです。

あれは1997年ごろだったと思います。障害者雇用の場でひどい虐待が新聞で報道され国会でも論議されていました。朝早く、自民党本部に厚生省（当時）の担当者が呼ばれ、議員たちに状況を説明する場面がありました。淡々と事務的に説明していた官僚に、迫力のある怒声が浴びせられました。「何やってんだ。しっかり、やらんか！」野太い声に部屋の空気が震えました。「参院のドン」などと呼ばれ権勢を誇っていた村上正邦議員（当時）です。

その後、村上氏は自民党の一派閥の首領にまで上り詰めましたが、KSD事件で逮捕され議員の職も失いました。村上氏は無実を訴え続けていますが、1審と2審では認められずに有罪判決が下りました。それ

でもあきらめずに、現在は最高裁で争っています。

その村上氏に知的障害のある娘さんがいたことは親の会などの関係者には有名でしたが、あまり一般的には知られていませんでした。

最近、村上氏のインタビューをもとに半生を振り返った単行本「我、国に裏切られました」（魚住昭著、講談社）が刊行されましたが、その中に障害のある娘さんのことを語る場面が出てきます。父親としての感情を吐露し、障害児の存在が政治家としての活動の原動力になってきたことを率直に語っています。また、全日本育成会の全

国大会に当時の菅直人厚生相が出席することになった逸話も披露しているのが興味深いと思います。

国会議員にはある業界団体や省庁の利益を守る代弁者の側面をもつ人がかなりいます。いわゆる「族議員」です。村上氏は「労働族のドン」などとも言われていましたし、農水族、建設族、厚生族、文教族などにかと利権がらみで揶揄されることが多いのが族議員です。

小泉改革のころから、権限が省庁から首相官邸に集中するようになり、選挙でも業界団体の組織票よりも浮動票の方が当落を左右するようになってから、族議員の威光

### 「我、国に裏切られようとも」より

非常に感性が豊かなんです。本当にありがたいことです。だから、私はもし天使というものがあるならば、この子は天使だと思っていますよ。

そんな子を持つと、政治に取り組むときでも、そうした子の周辺にいる人たちの立場や気持ちがわかる。たとえば、菅直人さんが厚生大臣だったとき「全国手をつなぐ親の会」という知的障害のある人たちの家族の会が、大臣に大会に出席してもらいたいと申し入れた。

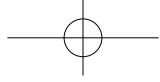
厚生省は断った。それを家内が聞いて私の耳に入れた。私は菅さんに電話して「行ってくませんか」と頼んだ。「なぜですか、先生。どんな関係なのですか？」

と菅さんが聞くから「うちの子どもがいるんだよ、家内がこの運動に参加しているんだ」

「そうですね、何とかします」と言って、菅さんは大会に出てくれた。そんなふうには皆さんに喜んでもらえるようなことを、少しでもお手伝いできればという気持ちがすぐ出てくるんです。

私がダウン症の子どもを持っていることを知らない人はたくさんいます。国会の中で同じような子をもっている議員はいらっしゃるけど、そのことを言わないんだよね。でも、なぜそれを隠さなくてはならないのか。私は天から授かった子どもだと思っています。

当たり前のことですが、明子（※娘さんの名前）には明子のこの世に生まれてきた使命があるはずだ。その答えは私が出さねばならない、それが親の責任だと思っています。



に陰りは見えますが、依然として国政の水  
面下では根強い影響力を保っているのは否  
定できません。

初めて「障害族議員」を標榜したのは、  
私の知る範囲では中根やすひろ前衆院議員  
(民主党)です。障害のある学齢期の子がお  
り、地元である愛知県岡崎市の親の会にも  
入っています。郵政解散による総選挙で落  
選して現在は浪人中ですが、衆院議員のこ

ろの中根さんは障害者虐待防止法をなんと  
か作ろうと奔走していました。

「もちろん利権なんて何も無いのだけれど、  
障害者の声を代弁するのが私の使命。だか  
ら〈障害族議員〉なんです」と冗談のよう  
によく言っていました。

たしかに、障害者問題に熱心に取り組ん  
でもあまりお金にも票にもならないでしょ  
う。また、知的障害の子がいることを知ら  
れるのが恥ずかしいように思われてきた時  
代は長く、国会議員がそんなことをすれば  
売名行為のように見られかねない、とい  
うのが世の中の常識的な空気だったと思いま  
す。しかし、そんな懸念は軽く飛び越えて、  
障害族議員を標榜する中根さんの論理は明  
快でした。

「農業のことは農家に、女性のことは女性  
にしかわからないことがあるように、障害  
の子をもった親でなければわからないこと  
が当然あるわけだから、むしろそれを（政  
治家として）活かしていけるのではないか  
ということが見えてきた。それが僕の政治  
家としてのスタートだった」

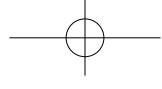
族議員とはある特定業界の利益のみを追  
求し代弁する存在だとすれば、中根さんは  
障害族議員にとどまらず、さらに普遍的な  
政治のテーマへと視野を広げていたと言え  
るでしょう。私と対談したときに中根さん

はこんなことを言いました。

「障害のことを考えるのは、必ずしも障害  
者問題を考えるということではなくて、物  
事にすべて共通する面があったり、人間と  
か社会とかの原点をとらえることであると  
思うことができた。子ども（障害児）の問  
題を入り口として、本当に大切なものはな  
んだろとか、置き去りにしてはいけないも  
のってなんだろうとか、生きるってどうい  
うことだろうとか、その上で政治は何をし  
なければならぬのかということを考える  
ことができるようになった。それ以前は人  
の心を打つ政策も演説もできていなかった  
のは当然のことだろうなあと思いますね」  
（「親」Sプランニング）。

わが子の利益にとどまらず、より普遍的  
な問題へと目を開いていったのは、政治家  
としての中根さんの資質もさることながら、  
障害のある子が本来的に持っている影響力  
というものを感じずにはいられません。

わが子に障害があることがわかると、た  
いていの親は嘆き悲しんだり落ち込んだり  
しますが、弱くて無垢な存在である障害児  
と関わる中で、そのわが子から Inspi  
re される感覚を多くの親が持っています。  
親だけではなく、支援者やボランティアの  
学生たちにも、Inspire と呼ぶべき  
現象を見ることがあります。（つづく）



## 重度心身障害者の姉、 りっちゃんを紹介

重度心身障害者の姉、りっちゃんの紹介をさせていただきます。りっちゃんは私と年子の25歳。現在は、市内の重度心身障害者訓練施設に通っています。りっちゃんの障害は生まれつきのもので、おおまかに言うと、肢体不自由と知的障害の重複障害です。病名としては脳性麻痺、ターナー症候群、かぶきメーキヤップ症候群など…とにかくたくさんの障害を重複しており、いまだに病名がはっきりしないものもあります。小さいときに聞いた説明では、「りっちゃんはおなかの中で交通事故のようなものがあったのよ」。今改めて聞いてみても、「染色体異常があったようだ」、「首にへその緒が巻き付いて呼吸が停止してしまい、酸素が脳にいかなくなったらしい」。当時は20歳までは絶対に生きられないとお医者さんに言われていたようですが、現在25歳。ここ数年は大きな病気もなく、小さな身体で大人一人分のごはんを食べ、よく笑い、よく寝ています。

# きょうだいの ホンネ ①

## きょうだいは おまけなのか？

療育編

元氣です。  
覚えている中で私がりっちゃんを意識するようになったのは、3歳か4歳ぐらいのときです。りっちゃんの機能訓練で育成相談所についていっていたのですが、廊下を歩いていると、スタッフやママさん仲間から「りっちゃん」、「富士野さん」とよく呼び止められました。そこでの私の名前は「りっちゃんのお姉ちゃん」もしくは「りっちゃんの妹さん」。照れ屋な私は母の後ろに隠れてぺこりと会釈をする程度だったのですが、りっちゃんのおまけのような名前に少し寂しさを覚えた記憶があります。

## りっちゃんはやっぱ 人気者だった

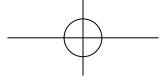
学校  
入学編

1990年の春、りっちゃんが晴れて小学校に入学しました。就学先は、家から自転車で1時間ぐらいかかる区内の公立小学校の特殊学級。最近になって「就学指導委

## 富士野みゆき

員会と結構闘ったんだよ」と母が話してくれたのですが、あの頃はそんなことはつゆしらず、りっちゃんは普通の子じやないから遠くの学校に行くんだな、ぐらいに思っていました。

りっちゃんの教室は、私のイメージしていた教室ではなく、机はあったけど、床はカーペット、おもちゃや絵本やボールプールがあつて…育成相談所のお部屋のようなアットホームな空間でした。そして休み時間になると、普通級のお友達が教室にわつとやつてきます。「りっちゃん」と、みんながりっちゃんをとりかこみます。母がいるときには「りっちゃんこの前ねえ…」と様子を教えてくれる子もいました。りっちゃんだけではなく、特殊学級の子どもたちはみんな人気者でした。運動会でりっちゃんのクラスが出るときも、大声援が送られます。保護者の皆さんも温かいまなざしで見守ってくれていたそうで、母は胸がいつぱいになったそうです。そのような学校風景に、私はただただ圧倒され、またほんのちよつとだけ誇らしく思っていました。



◎筆者プロフィール

富士野みゆき（23歳）。東京都柏江市在住。会員の父、歯科衛生士の母、重度心身障害者の姉＝りっちゃんの4人家族。杏林大学保健学部看護学科を卒業し、現在同大学大学院保健学研究科の修士課程2年生。

## 自分がきょうだいで あることに悩む

思春期  
編

2人とも中学生になり、私にも思春期がやってきました。思春期には、誰もが家族をけむたく思った経験があると思います。私のそれには、さらにりっちゃんへの恥ずかしさがくっついてきました。友達にりっちゃんと一緒にいるところを見られたらどうしようかと気をもんだり、友達が障害者の話をしているだけで、自分の家族のことかと身をすくませたりもしました。それから、家族で外出すると嫌でも感じる、りっちゃんへの興味のまなざし。老若男女を問わず、同情的なものにも、見て見ぬふり的なものにも、未知との遭遇的なものにも、ひどく緊張しました。そして私は、家族との外出を控えるようになっていきました。どうしても家族で外出しなければいけないときには、5メートルぐらい先をすたすたと歩くか、5メートルぐらい後ろをゆつくり歩くようにしました。そんな自分は、もちろん好きではありませんでした。でも他に、この悩みを解消する手段は思い浮かびませんでした。私は友達にどんどんりっちゃんのことを話さなくなり、家にも呼ばなくなりませんでした。

そんな私も他学区の都立高校を受験、合格し、高校生になりました。私が頭を悩ま

せたのが、自己紹介後によく交わされる家族関係の会話。「きょうだい、いるの?」。この質問がくるたびに、ドキドキしていました。最初、包み隠さず「一つ上に障害のある姉がいるよ」と言ったら、「えっ…あ、そうなんだ」と、会話が途切れてしまい、気まずい空気になった苦い経験があり、それ以来、きょうだいのことを聞かれたときには、「一つ上に姉がいる」とだけ答えることにしていました。あとの質問には、のらりくらりとかわすか、さりげなく話題を変えてごまかしていました。こうして高校生活の3年間と大学の2年生ぐらいつままで乗り切ってきましたが、その間、ずっと罪悪感がつきまどってきました。決してうそをついているわけではない、向こうのイメー



## 看護学を学んで

現在

ジとこっちの真実が少しずれていただけ…少し? 少しじゃないだろう、私は相手に笑顔でうそをついているんだぞ。だいたい、障害は隠さなければならぬことなのか? もやもやと考える日々が続きました。そして一人で考え込むのに疲れてしまった高校3年生の私は、当時仲のよかつたクラスメイトに、おもいきつてりっちゃんのことを打ち明けました。すると「そっか…でもさ、みゆきはみゆきじゃん?」という答え。私はとても混乱しました。その言葉を聞いて「そうだよ、私は私じゃん」と納得した部分と、「違うんだよなあ、やっぱりわかってもらえないんだなあ」というあきらめの部分とがありました。

りっちゃんがあつてこそ今の私であつて、さらにりっちゃんのことには、私の将来にいい意味でも悪い意味でも大きく関わってきます。私は私だけど、私の人生は私だけのものではない…そしてこの気持ちは、他の人にはわかってもらえないんだと、私は強い孤独感を感じました。

大学では、看護学を専攻することになりました。そのきっかけは、今まで勉強してきた分野で、保健分野に興味を惹かれたこと、「今の時代、手に職がない」という手がある母からのアドバイス、それから、「み



ゆきが看護師の資格をとれば、将来りっちゃんを家で看取ってあげられるわねえ」という、母の口からぼろりと出たつぶやきでした。そして大学での4年間、私は、看護の知識を学んだり、レポートを出したり、実習をしたりと、普通の大学生よりちょっとだけ忙しい生活を送りました。周りには看護や医療を志してきた人たちということもあり、私はりっちゃんのことを自然に話せるようになっていきました。それにより、私の中でりっちゃんに対する苦い感情はやわらいでいきました。さらに、自分の中で、障害者のきょうだい、家族について自分の中で考えてみたいという思いがふくらみ、私は大学院進学を選択しました。

そして現在、在宅障害児の家族支援の論文を書いています。この論文を作成するにあたり、障害者のきょうだいの方にお話を聴かせていただいたのですが、性格も違いは生活してきた環境も違うということ、当然のことながら十人十色、みんな異なるな考え方を持っていました。でも共通する点があります。それは家族への温かい思いと、将来、親亡き後のことへの不安です。きょうだいはそれぞれ、色々な経験をしてくれています。楽しい思い出や、新しい世界が広がった思い出もあれば、今回のような場をいただいても、やはり書くことをためらってしまうような、苦い思い出や

さびしい思い出もあります。それらの思い出を、私たちは家族で楽しみ、喜び、悩み、乗り越えてきました。障害者家族の絆とても強く、またきょうだいたちの言葉からは家族への愛があふれていました。そして、だからこそ考えなければならぬ、将来のこと。家族だからこそ助け合っていきたい、でも親亡き後、きょうだいとして、どうやって関わっていけばいいのだろう…きょうだいの頭の片隅には、将来への不安がひっかかっているように思います。

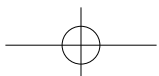
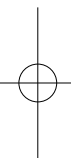
私も同じです。りっちゃんは重度心身障害者だから、仕事をしてお金を得ることは難しく、また、「おうち」という言葉を1日に数え切れないほど発するほどのおうち大好き人間です。そうになると、施設という方法は考えたくありません。一緒に暮らすとしても、日中は通所、そこからボランティアさんに2時間お願いしたとしても、私は毎日6時には帰ってこないといけなくなります。もし急用が生じた場合、今の制度では緊急一時も使うことができません。こういうとき、障害は個性じゃないよなあと、ついつい考えてしまいます。近年、「障害は個性だから、何ができないかではなく、何ができるかに目を向けよう」といった見解から、「障害」＝「個性」という構図が社会の中で浸透しています。しかし、障害者の家族として生きてきた私としては、現

状では障害は個性とは決していえない、障害は障害なんだと思わざるを得ないことがあります、やっぱり。

## りっちゃんがいてよかったこと

りっちゃんは私にとって、たった一人のきょうだいです。これまではお互いに対抗心を燃やしながら生活をしてきたし、今はお互いにより理解者です。りっちゃんはお互いがあると私にも教えてくれるし、私が疲れていると励ましてくれます。私だって同じです。言葉はなくても、つながっているなど感じることは多々あります。

りっちゃんは、自分に対して真剣に向き合ってくれる人になし、心を開きません。私は基本的に八方美人で、なんでもそのときの勢いですませてしまう性格なので、りっちゃんのそういう性格をみて、私も真剣に向き合わないと思えます。りっちゃんは障害者ですが、いろんな顔があるし、いろんな思いがあります。こういうりっちゃんの内側にある姿を、りっちゃんを取り巻くすべての人に知ってほしいと思えます。家族だから、みんなにりっちゃんのことを知ってほしいし、笑顔で見守ってほしいと思えます。これからもりっちゃんと富士野家をよろしくお願いいたします。





# そう思うのは私だけ？

## ある行政マンのひとりごと

①

又村あおい



みなさんこんにちは。このたび、ご縁あって「PandA-J」に「そう思うのは私だけ？」というタイトルで連載を持たせていただくことになりました。又村あおいと申します。市町村の障害福祉行政に長く関わらせていただいたご縁で、全日本育成会「手をつなぐ」の編集委員を務めさせていただきます。障害福祉行政の現場で、「なんでかな？」と思ったことを書いていきたいと思っています。はなはだ雑文ではありますが、どうぞよろしくお願いたします。

さて、第1回目は、このプロジェクトにちなんで、権利擁護に関する話題です。

ご存知のとおり、日本という国は

知的障害者福祉法（昭和35年成立）から数えると50年以上にわたり「措置制度」という、行政が全ての責任を負うスタイルで障害福祉サービスを提供してきました。つまり行政が決めたサービスを、行政が決めた量だけ、行政の指定する提供事業者から受けるのが措置制度であり、そこには障害当事者の意思や選択が入り込む余地はなく、当然の帰結として障害当事者の主体性や権利擁護意識などは育ちにくい環境が醸成される結果となりました。

そのような中、平成15年度から「支援費制度」が施行され、ついに措置制度は終わりを迎え、利用契約制度がスタートすることとなりました。しかし、契約制度になったこと

自体は評価できたものの、知的障害の方々のように契約する際の判断力に不安がある方に対する成年後見制度や権利擁護の仕組みがほとんど整備されていなかったため、現場は大混乱に陥りました。

分かろうが分かるまいが契約書をご本人の前で読み上げ、契約書に押印させてしまう、後見人手続きを取っていない家族であっても「代理」ではなく「代行」とみなして契約行為を認めてしまう……など、権利擁護の本旨を考えると目を覆わんばかりの光景があちこちで展開されたのでした。

しかし、やむにやまねず実行に移した当事者や事業所へ一方的に責任転嫁してはならない、「保護」政策の下、利用者の選択権も認めない行政処分や知的障害の方々に対する福祉サービスを（しかも施設入所中心主義で）進め、知的障害の方や家族のエンパワメントを阻害してきた挙句、ある日突然「今日から利用契約制度ですよ、契約能力に不安のある人は成年後見制度や権利擁護事業を

使ってください。でも、権利擁護の仕組みや法整備は不完全ですから、これから頑張ります」と言ったのは行政です。

権利擁護の仕組みづくりを先行させなかったツケを、なぜエンドユーザーである当事者や事業所が背負わされなければならないのでしょうか。

さらに言えば、自立支援法における「就労支援」についても、一般就労に向けた職業訓練的サービス（就労移行支援事業など）は強化されているものの、就労後のフォローアップ体制や受け入れ企業側への支援が整っておらず、このままでは一般就労できるだけのスキルを身に付けた知的障害の方ばかりが増えていく（しかし受け入れ企業はその増加に追いつけず、さらに就職後のフォローアップがないので、離職者が増加する）という点で、権利擁護と同じ構造の課題が横たわっています。

ものごとには「順序」つてものがあるとは思いませんか？

……そう思うのは、私だけでしょうか？

# 君たちの癒しのために 生きていくわけではない

佐藤進  
(埼玉県立大学長)

シニアチケットというものがある。通常1800円の映画を60歳以上の「老人」は1000円に割り引いてもらえるのだ。昨年の夏、私も晴れてその有資格者になった。

初めてのその日、窓口で「シニア1枚」と言いながら右手は後ポケットの免許証入れを握りしめていた。「お客さん。そんな年には見えます。何か証明するものをお持ちですか？」とチェックされることを恐れていたのである。しかし、窓口のバイトのお嬢さんは「はいシニアですね」とこともなげに発券しようとするのだった。自分ではどう見ても58歳にしか見えないと思っていたのに……。ちなみに映画は、マイケル・ムーアの『シッコ』であった。

シニアチケットが買えるのを嬉しがるように、趣味と言えば映画を見ることぐらいである。映画館よりもレンタルDVDが中心とならざるをえないが、新旧取り混ぜて

年間100本近くは見ているだろうか。そんな私に、映画評論家取りで文章を書かせていただく機会が与えられた。ちょっと気分がいい。

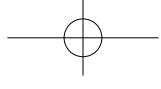
沢山の映画を見てきたが、ジャンルにこだわりはない。あえて言えば、「流行もの」は押さえておくという程度だろうか。それでも、仕事柄、「障害」あるいは「障害のある人」をテーマやモチーフにした映画は意識して見てきたつもりである。そこで、その中でも特に強く印象に残っているいくつかの作品を紹介しようと思う。

「障害」を取り扱った映画は、おおよそ「たくましく元気に障害と闘い乗りこえていく」か「障害をもつ人のために人生を捧げた人を讃える」かのいずれかに決まっていない。今でも、そんな映画やドラマが少なくない。しかし、だからといって必ずしも非難されるべきことでもなく、誰でもがそう

であるように前向きに生き抜く姿は美しく眩しいと感動する。また、到底かなわないと思うほどの献身ぶりで障害のある人に手をさしのべる姿にも心を動かされる。ただ、いずれの場合も、そうしたやや「定番」ともいえる作品の前では私はどこまでも一人に観客にすぎないことを自覚する。そして、おそらくは世間の人々の多くも「いいものを見せてもらって感動しました」で終わってしまうことだろう。

ノーマライゼーションやインクルージョンなどを持ち出すまでもなく、時代は障害をもつ人を「彼ら」として、そうでない者を「我々」とするステレオタイプを超えることを求めている。であるとすれば、映画やテレビドラマも時代に追いつかねばならない。

二つとも古い作品だが、『二十日鼠と人間』(1992年、アメリカ)と『八日目』(1996年、ベルギー)は、私の知識の範



海を飛ぶ夢：(株)ポニーキャニオン



二十日鼠：20世紀フォックスホーム  
エンターテインメントジャパン(株)



八日目：アスミック

困では定番の『愛と感動の物語』からの訣別する記念碑的作品である。『二十日鼠…』は1930年代の大不況のアメリカを舞台に貧困の中をはいずり回るようにして生きている農場労働者の物語である。知的障害をもつ相棒を必死にかばいながら農場を流れ歩くが、その彼も最後に力尽きて障害をもつ相棒に悲劇的な終末をもたらすことになる。知的障害者の無垢さえも受け入れることができない絶望的な貧困とそれ故の荒廃のリアリティが悲しい。この時代を書いた作品を数多くのこしたジョン・スタイベツクの原作である。

『八日目』は、ダウン症の青年が主人公を演じたことで話題になった作品だが、厳しい競争の果てに疲れ切ったビジネスマンがダウン症の青年との出会いの中で、癒されながら家族との絆を回復するロードムービーである。しかし、一方でダウン症の青年はついに居場所を見つけられないまま死んだ母の後を追って自殺する。その予想外の結末は、知的障害者の純粹さを「愛でる」ように、そして彼らとの関わりに癒しを求め現代社会の心性のおぞましき切り取っているように見える。ダウン症の青年の自死は「僕は君たちの癒しのために生きていくわけではない」「僕自身が僕らしく生きる場所はどこにもない」と告発しているように思えた。

もう一つ紹介したい『海を飛ぶ夢』(2004年、スペイン)は、さらに衝撃的に問題を提起した。頸椎損傷事故のために四肢麻痺となった主人公は、30年の「寝たきり生活」を経て自死を決意する。実直な彼の家族は父親、兄夫婦とその息子の誰もが彼に寄り添い支えてきた。彼が死を望むということは家族にとつて受け入れがたい葛藤を生む。それでも、主人公は、裁判所に安楽死とそれに伴う免責を求めた。彼は四肢麻痺のため自らの命を絶つことが出来ないからだ。もちろん裁判所は却下し、高名な宗教家も説得に向かう。「障害と向き合

#### 著者プロフィール

佐藤進

社会福祉法人昂を立ちあげ、何の因果か学長職に、ブログ「カチンコ福祉考(昂のための応援歌)」では映画評、多彩多才。ブログURLは  
<http://blog.livedoor.jp/pikarinco/>



# テレビドラマ 「だいすき!!」がスタート

木曜夜10時  
TBS系で絶賛放送中

## 障害のある人の 子育て

「だいすき!!」(著・愛本みずほ)というマンガを皆さんはご存知ですか? 女性コミック誌「BE・LOVE」(講談社)に連載され、大人気のマンガです。その「だいすき!!」が1月からテレビドラマになりました。

主人公は知的障害をもつ女性・柚子。彼女は同じく知的障害をもつ男性との間に子どもを身ごもります。しかし、父親はわが子の顔を見る前に交通事故死してしまいます。一人ぼっちになってしまった柚子の出産に、はじめは反対していた家族でしたが、悩んだ末に柚子の出産をみんなで応援することにしました。そうして生まれた

女の子、ひまわりちゃんの子育てをめぐるドラマ、それが「だいすき!!」です。



「だいすき!!」の6巻は好評発売中!

## どんな風に ドラマは 作られているの?

主人公の柚子を演じるのは、最近モデルや女優として人気が出てきた香里奈さん。ロケが始まる前から障害者施設や通勤寮を何度も訪ねては、障害のある人たちと交流し、役作りに励んできました。撮影スタッフは全日本手をつなぐ育成会が発行している障害者本人向けの新聞「ステージ」の編集会議にたびたび訪れては、障害者本人とふれあい、台本作りや演出を練ってきました。

## 主演の 香里奈さんに インタビュー

昨年の11月には「ステージ」編集部が知的障害のある編集委員らが香里奈さんのインタビューをしました。

——香里奈さんは知的障害者に対してどんな印象を持っていますか?

香里奈 今回のドラマのために知的障害のある方たちとお会いしました。本当に皆さん明るい方ばかり。ご自分の仕事や趣味についていろいろ話してくれました。

——なにか勉強されましたか?

香里奈 何冊か知的障害に関する本を読みました。でも、やっぱり障害のある方たちにたくさん会う



ことが大切だなんて思っています。いろんな人がいることが分かりました。知的障害があるからといって、みんなに共通する特徴があるわけではないんですね。

——知的障害のある人の結婚、出産についてはどう思いますか？

香里奈 結婚、出産された知的障害のある女性にお会いしたんですけど、本当に普通のお母さんって感じでした。得意、不得意があるから子育ては大変かなと思うけど、すぐお子さんを可愛がっていて「幸せそうだな」って思いました。とても誠実に答えてくれるので、障害のある編集委員たちは感激していました。

インタビュー中に香里奈さんを目の前にして「きれいです!」「いや、天に昇ってしまうほど美しい!!」と大きな声で感動を表現する編集委員たちを前に、「あ、ありがとうございます。ぜひ、ドラマも見てください」と苦笑する香里奈さん。しかし、「はい。ドラマは時間があつたら見ま〜す」と

言ったものだから、さすがの香里奈さんもずっこけてしまいました。

## 知的障害に本気で向き合ったドラマ

いよいよドラマの撮影がスタートすると、「この表現だと知的障害のある親御さんたちが不快に思うのではないでしょうか?」「知的障害のある人はこんな言葉を使いますか?」などのメールが撮影スタッフから毎日のように届きました。それも、支援者でさえ考え込んでしまうような細かい内容のものばかり。撮影スタッフの方々は「知的障害」を表現することに對して、驚くくらい真面目に取り組んでいました。

「だいすき!!」は障害者とその子どものことだけでなく、この社会の中で自立して生きていくこと家族のきずなというものの意味を深く考えさせられるようなドラマになるはずですよ。

皆さん、ぜひ期待しましょう!

全日本手をつなぐ育成会編集担当

羽村 龍



伊賀 武史さん

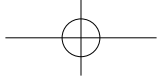
おもては雨だというのに……  
平塚市にある「工房絵」のアトリエは  
色とりどりの輝きに溢れていた。  
働く“表現者”たちは  
まるで海水を得た熱帯魚。  
それぞれの色彩をまどってキラキラと  
多彩なパフォーマンスをみせてくれる。

ルポ・アートな生活 ①

現代アートに生きる“表現者”集団

# 工房絵

撮影◎角田武 文◎武居智子



## こだわり、 感覚遊びがきっかけで

「10、9、8、……0、いつてきますー！」  
職員の北澤桃子さんの前に突然現れた川村紀子さんは、大きな声でそう宣言すると、さっさと廊下に姿を消した。「最近のノリちゃんの日課なんです。前は、机にかじりついて物凄い勢いで描いていたみたいですが、今は午前中、絵を描いたり描かなかったりでお昼前にはお出かけです」

2000年に公開された佐藤真監督のドキュメンタリー映画『まひるのほし』では、色鉛筆を握りしめ、黙々と創作に打ち込む川村さんの姿が紹介されている。裸婦などのモチーフを太い輪郭線で切りとり、色鉛筆でパステルのような質感にまで塗り込んでいく。その力強い描写や美しい配色が評判となり、雑誌の表紙を飾るなど、多くの作品が世に出た。各地で個展を開き、たくさんの人とも出会ってきた。

「世界が外へ広がって、表現の仕方も変わったのかもしれないね。絵の色彩も、ずいぶん変わりました。緑とピンクのこんな感じ——コレとか、ノリちゃんみたいで私は好きですけど……人気があるのは、前の作品かな」  
北澤さんは、千点を超える作品のストックをめぐりながら微笑んだ。  
「1月木曜日スケートリンク、金曜日水族館……」  
壁の棚には、川村さん自作の『お出かけスケジュール』が貼られている。

現在、「工房絵」絵画部門の作家は26名。3つの部屋と、たまに廊下で、それぞれが思い思いの表現活動に励んでいる。

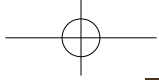
五線譜のように引いた線の間に、地球へのメッセージを一字一字びっちり書き込んでいくひと、カラフルな細ペンで小さな馬がたくさん登場する『創作童話』の一場面を描くひと、米粒のように切りぬいた紙に極細ペンで表情が微妙に違うウサギを描くひと、色画用紙に白い修正ペンで几帳面に螺旋を重ねていくひと、みんなが描いたカードを組み立てるひと、……：図鑑を眺めるひと、歌うひと、CDをかけるひと、訪問者の会話にジッと寄り添うひともある。

「ここは、いい絵や売れる絵が描けるひとを集めたわけではないんです。そもそもアート活動を始めたのは、彼らの強いこだわりや感覚遊びがきっかけでした」  
と施設長の関根幹司さんは語り始めた。

「工房絵」は当初、内職的な作業を行うよくある通所型授産施設だった。1992年に開設した当時、職員たちの一番の悩みは、利用者たちの街での振る舞いだったという。本が好きで床屋の待合室に寝そべって雑誌を読ん



横溝 さやかさん



松田 遼馬 さん

いたり、友だちになりたくてすれ違う女の子に声をかけ手紙を渡したり、CDが好き過ぎてレンタルCDを壊したり、お金を持たずに電車で遠出をしたり、コンビニの棚の商品を勝手に並べかえたり……。

「そんな、いわゆる問題行動が起る度に、街の人たちに説明する、その繰り返しでした。でも、その行動が彼らのこだわりなんだとわかると、怒っていたコンビニの店主も『じゃあ、彼が並びかえてもいい棚をつくりましょう』とってくれる。要するに、彼ら固有の表現をどう受けとめたいのかわからないから、問題行動という言葉でかたづけられてしまうんだ、と気づいていきました」

一方、仲間たちと一緒に作業をすることができない利用者をどうするか、という課題も抱えていた。

「彼らの多くが、絵の具の滲みなどの『感覚遊び』が好きで、一人は、ただグリグリと線ばかり、特に海外のグラフィック雑誌に好んで画いていました。言葉でのコミュニケーションがうまくできないので、彼女の意図はわかりませんが、私にはそれが平面構成を思わせるものを感じたんです。それで、現代アートとして紹介したところ、2点がアメリカで売れました」

一見、落書きのようなその画が、彼女の表現。強いこだわりからくる行動もまた、彼らの表現形。そういう表現を仕事にできないかと考えた。そこか

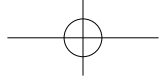


栗田 佳子 さん

今込 いず美 さん







ら、アートを広い意味で捉え、生活、行動、すべてをパフォーマンス（表現活動）として支援する「工房絵」独自のアート活動が始まった。

「彼らのありがたいあり方で社会に参加できれば、彼らは障害者ではなくなる。それには、彼らの「表現」をどう保障するかが問題なんだと考えるようになりました」

関根さんが席を外すと、傍らでジッと座っていた今込いず美さんが、テーブルにおかれたペンをとり、パンフレットの上にグリグリと線を描き出した。その文字にならない筆跡が、「これが私からのメッセージ」と語っているようで、心に響く。

## 作品を街へ

アート活動を始めた当初は、「絵なんかより実になる仕事を」という親もいたという。作業に集中できないという利用者の声を受け、絵画の工房を独立させた。そして作品を都内の雑貨店に出したのをきっかけに、ファンを増やしていった。展覧会やイベントを企画し、作品も作家も積極的に街へ出ることで、ギャラリーなどからの誘いも増えていった。

作品からの収益は、20%が作家個人に入り、残りは全体で分配する。だが、4名で始まった活動は現在、陶芸部門を含めて38名。材料費もばかにならず、



個人の収入は微々たるものだ。段ボールでキャンバスを作り、グッズやアクセサリーなどを制作して、アートで自立するための試行錯誤が続いている。

「16年前は見向きもされなかった彼らの絵が、今ではアートとして評価されるように、見方が180度変わりました。障害者の捉え方も、必ずそうなる 때가くると信じています」

昼休みは、卓球で大盛り上がり。だが、時間がくるとまた創作に夢中だ。「ちゃんと仕事しないと、お給料もらえません——貯めたら、ゲーム買います！」

1日中愉しそくに机にむかっていた一人の作家が、チビた色鉛筆を揃えながらそういった。

自らの色を輝かせ、作家たちは世界に感動を発信し続けている。

社会福祉法人湘南福祉センター  
「工房絵」明石町制作室  
〒254-0042 平塚市明石町 15-16  
TEL : 0463-24-5800  
FAX : 0463-24-5802  
■ホームページ <http://www.sfc-net.or.jp/kai/>  
■ブログ <http://www.apalog.com/kouboukai/>



石井 将弘 さん

2008年2月末日まで  
東京・赤坂のミッドタウン・タワー7階スルガ銀行「dLabo」にて  
「眠れぬ箱のアート～工房絵展～」を開催  
(問・03・5411・2363) <http://www.dlabo-midtown.com/main.html>



## 野沢和弘

# この国の福祉は どこへ…

めまぐるしく政局が揺り動く中で

福祉はどこへ行くかとしているのでしょうか。

昨年の参院選で自民党の歴史的大敗は、

衆参ねじれ国会というかつてない状況を生み、

安倍晋三首相の辞任、福田康夫新首相の誕生、

さらに自民・民主両党による

大連立構想が日本中に激震を走らせました。

今年の総選挙の結果によっては

政界再編もあるのではないかとつわさされています。

## 障害年金が上がる？

政界を襲う嵐のまっただ中で昨年暮れに公表されたのが与党プロジェクトチームによる障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）です。

同法成立当初から批判が強かった利用者への一律負担をさらに軽減するほか、ニーズを的確に反映できていないとされる障害程度区分の大幅な見直し、新制度によって窮迫している事業者の経営安定化をはかるための緊急的な改善措置など、〈緊急に措置すべき事項〉や〈法施行後3年の見直しに向けて検

討を急ぐ事項〉は実に広範囲にわたっています。

障害基礎年金の引き上げや住宅手当の創設など、所得保障についても「検討を行う」と明記されました。健康で文化的な最低限の生活を保障するための生活保護費の水準よりも低いのが障害基礎年金。一般就労が難しい障害者にとっては唯一の収入です。利用者負担を課せられるのであればもう少し年金を増額してもらわないと生活できないとの声は以前から根強くありました。

政府はようやく検討課題の一つとして障害基礎年金を挙げたわけですが、

財政再建路線を支持する議員や財政当局の抵抗も予想され、「将来的な努力目標に過ぎない」との声が厚生労働省内からも聞こえてきます。

## 834兆円の借金

政権支持率を意識してか、格差の是正や福祉への配慮を打ち出している福田内閣ですが、小泉―安倍と引き継がれてきた構造改革路線を継承している姿勢は見せています。わが国がかかえる巨額の累積債務は後の世代へのツケとなるだけでなく、世界的に日本の信用を失墜させる要因となるからです。

財務省が発表した昨年3月末時点での国の借金の残高は834兆3786億円に上り、過去最高を更新しました。国内総生産（GDP）の1.6倍にも当たるのです。国債の発行額は減らしているものの借金に依存しなければ当面の予算を組むことができないのが、この国の姿なのです。

一般家庭の家計に置き換えてみると、月収35万円しかないのに毎月37万円を支出して現在の生活水準を維持していることとなります。さらに4000万

円の借金があるため元利払いだけで毎月13万円もの出費を強いられており、結局、毎月新たに15万円の借金をしている―というのが、現在のわが国の家計なのです。

政府はその年の税収でその年の政策費用をまかなう基礎的財政収支の「2011年度黒字化」を目指してきました。これは国際的な公約として見られており、いつまでも借金依存から抜け出せなければ日本国債への信認の低下につながりかねません。財政再建は一刻の猶予も許されない状況にあるのです。

## やっぱり、ばらまき予算？

では、福田内閣が進めようとしている財政再建はどのようなものになるのか、障害者福祉はどうなるのか。08年度政府予算案を見てみましょう。

公共事業関係費は前年度予算比3%減を維持し、防衛費なども減額されています。しかし、参院選の大敗北を受け、このまま歳出削減が進んでは、地方が疲弊してしまうという声に押されて、5分野の重点施策を推進するための「特

別要望枠」に総額552.9億円が計上されました。福田政権が重視する「生活の安全・安心」「地域活性化」への配分が全体の6割以上を占めています。

当初は「成長力強化」「地域活性化」「環境立国戦略」「教育再生」の4分野でしたが、参院選の惨敗で、新たに「生活の安全・安心」が加えられたのです。

「地域活性化」には191.6億円、「生活の安全・安心」には159.6億円、「成長力の強化」には87.3億円、「環境立国戦略」には59.1億円、「教育再生」には55.4億円が盛り込まれました。

特に「地域活性化」は196.8億円の要望に対し、ほぼ満額が認められました。省庁別では、国土交通省の249.0億円が一番多く、これも要望額252.7億円に近い予算がつけました。羽田空港整備による航空交通ネットワーク強化、中心市街地の活性化、高齢者等の住宅の耐震改修促進、緊急浸水対策など、大半が公共事業です。

農家への所得保障や診療報酬のアップなど、総選挙をにらんでもともと自民党の大票田である農家や医師会などに配慮した点も「ばらまき予算」との批判があります。

## 福祉はどうなるのか

障害福祉サービスの関係費を見ると、08年度予算案は前年より47.2億円（9.7%）増えて計534.5億円と、破格の扱いになっています。

障害者の就労を支援するための「工賃倍増5カ年計画支援事業」は5億円から16億円（220%増）へ、新規事業としてグループホーム等の整備促進には30億円が計上されています。

障害者自立支援法の抜本的見直し関係の予算では、利用者負担の見直し（08年7月から実施）に70億円、通所サービスにかかる単価の引き上げなど事業者の経営基盤強化（同）に30億円があらわれています。

こうして見ると良いことばかりのように思えますが、生活保護がなかなか受けられなかったり、就労をした障害者が年金を打ち切られて以前よりも所得水準が下がってしまったという報告も最近はあります。厳しい財政状況の中で何かに予算を計上すると、別のところで予算の削除が行われるもので、全体的に見ると決してバラ色とは言えないのが現実です。

編 集 後 記

「若いお母さんたちが育成会活動に参加しなくなった」。そんな愚痴を各地で聞くようになって久しくなります。このまま育成会離れが進んで行くのでしょうか？ 障害者のための福祉サービスなんて何もなかった時代から、わが子のために施設や作業所を必死になって作ってきたのが育成会活動の原動力ではないでしょうか。施設か地域か——という対立軸を抱えているにせよ、会員を集め、資金を集め、行政に陳情や要望を繰り返して知的障害者の生活する場・働く場を作り続けてきたという点においては、同心円の中での葛藤に過ぎないのかもしれない。

しかし、最近の若い親たちは「作る」ということにあまりモチベーションを持っていないように感じます。なぜなら、苦勞して作らなくても、生活する場や働く場があるからです。もちろん、地域にもよりますが、つまり、最近の若い親たちは、事業者・生産者ではなく、利用者・消費者としての立場にあるわけです。これは育成会活動に本質的な転換を迫る要因になる可能性があります。

若い親たちは障害のあるわが子について興味がないのかといえば、そんなわけではありません。生活する場・働く場を作り上げていく事業者の立場から解放され、エンドユーザー(消費者・利用者)としてよりよい福祉サービスの質を求め、権利を主張するようになってくるのではないのでしょうか。

かくして権利擁護や成年後見はこれからの若い親たちのモチベーションをかきたてる最大のテーマになって行くでしょう。そうならないのは、成年後見にせよ権利擁護にせよ難解な語彙や抽象的な議論という城壁で囲われているからです。専門用語や行政用語で語るものとは違う文化をつくり出さなければ、若い世代の潜在的なニーズに応えることはできません。

だれもがわかる、すぐに役立つ——。「PandA-J」の挑戦が城壁を崩したとき、知的障害の親たちの新しい世界が広がっていくことでしょう。(NK)

■次号予告

PandA-J (2号)は、さらにパワーアップして成年後見と権利擁護に必見の情報をお届けします。主な内容は次の通りです。ご期待ください。

○特集……………成年後見

# 「私、後見人になりました」

後見人になりたいと  
福祉の世界に飛び込んだ女子大生

◎わが子を後見人に託して逝った母の遺言

◎5市町による「サポート知多」の実践報告

# 施設で暮らす人の後見

……杉浦ひとみ弁護士レポート

- よくわかる!親のためのテキスト
- 育成会プロジェクトNEWS
- 誰にも聞けない成年後見の疑問に答えます

○特集……………権利擁護

# 「性被害を許さない!」

◎性被害の事件・裁判から見えること

◎「ストップ!性被害」ワークショップ

- 日本の動き
- 世界の動き
- 障害者の事件・裁判NEWS
- 知的障害者の判例百選
- 親図鑑
- きょうだいのホンネ
- ある行政マンのひとりごと
- 映画の中の障害者
- アートな生活
- この国の福祉はどこへ



権利擁護・成年後見情報誌 PandA-J

発行日 平成 20 年 1 月 31 日  
 発行責任者 松井美弥子  
 編集長 野沢和弘  
 編集 堀江まゆみ 大石剛一郎 杉浦ひとみ  
 関戩直人 太田敦子  
 編集協力 角田武 武居智子  
 デザイン 富樫茂美 百瀬智恵  
 タクトデザイン事務所

編集部・問い合わせ先

〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830  
 白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付  
 PandA-J 編集部  
 TEL・FAX 042-344-1889  
 Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

平成 19 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)  
 「知的障害者の親の会による権利擁護・成年後見制度活用と情報・文化発信ネットワークの構築」

事業実施機関 全国育成会ネットワーク  
 委員長 松井美弥子  
 委員 野沢和弘 堀江まゆみ 戸枝陽基 長霞千恵子 吉川かおり  
 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-18 兵庫県福祉センター内 2 階  
 財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会 気付「全国育成会ネットワーク」事務局  
 TEL 078-242-4644 FAX 078-242-4069  
 Mail h-ikusei@circus.ocn.ne.jp

©PandA-J 本誌の無断転載・複製はお断りいたします。  
 \*乱丁・落丁はお取り替えいたします。